

令和 4 年 第 4 回 箕面市 議会 定例会 議案

箕 面 市

令和4年第4回箕面市議会定例会議案

報告第29号	専決処分の報告の件（交通事故等に係る損害賠償請求に関する和解）……………	4
第80号議案	工事請負契約締結の件（箕面萱野駅前北側交通広場整備工事（シェルター））……………	7
第81号議案	業務委託契約締結の件（箕面市立多文化交流センターにおける証明書の交付 請求の受付・引渡し業務等に関する業務）……………	8
第82号議案	業務委託契約一部変更の件（箕面船場阪大前駅前地区内における証明書の交 付請求の受付・引渡し業務等に関する業務）……………	9
第83号議案	指定管理者の指定の件（箕面市立桜井駐輪場及び箕面市立牧落駐輪場）……………	10
第84号議案	指定管理者の指定の件（箕面市立多文化交流センター）……………	11
第85号議案	指定管理者の指定の件（箕面市立総合運動場）……………	12
第86号議案	指定管理者の指定の一部変更の件（箕面市立箕面文化・交流センター）……………	14
第87号議案	指定管理者の指定の件（箕面市立多世代交流センター）……………	15
第88号議案	箕面市個人情報保護に関する法律施行条例制定の件……………	16
第89号議案	箕面市一般職の職員の給与に関する条例等改正の件……………	24

第 9 0 号議案	箕面市都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく認定等に係る事務手数料 条例改正の件……………	39
第 9 1 号議案	箕面市風致地区内における建築等の規制に関する条例改正の件……………	41
第 9 2 号議案	北部大阪都市計画箕面船場駅前地区地区計画の区域内における建築物の制限 に関する条例改正の件……………	42
第 9 3 号議案	箕面市競艇事業の呼称の変更に伴う関係条例の整備に関する条例制定の件……………	45
第 9 4 号議案	住之江競艇施行者協議会規約の変更に関する協議の件……………	52
第 9 5 号議案	令和 4 年度箕面市一般会計補正予算（第 9 号）……………	54
第 9 6 号議案	令和 4 年度箕面市特別会計国民健康保険事業費補正予算（第 1 号）……………	86
第 9 7 号議案	令和 4 年度箕面市特別会計介護保険事業費補正予算（第 2 号）……………	95
第 9 8 号議案	令和 4 年度箕面市特別会計後期高齢者医療事業費補正予算（第 1 号）……………	104
第 9 9 号議案	令和 4 年度箕面市病院事業会計補正予算（第 2 号）……………	113
第 1 0 0 号議案	令和 4 年度箕面市水道事業会計補正予算（第 2 号）……………	119
第 1 0 1 号議案	令和 4 年度箕面市公共下水道事業会計補正予算（第 2 号）……………	125

報告第29号

専決処分の報告の件

損害賠償請求に関する和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次の2件の内容の和解を専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和4年11月30日提出

箕面市長 上 島 一 彦

1 交通事故に係る損害賠償請求に関する和解（令和4年10月5日専決）

- (1) 事故発生日時 令和4年7月5日 午前11時15分頃
- (2) 事故発生場所 箕面市瀬川二丁目186番22地先 市道瀬川桜井線路上
- (3) 相手方 豊中市在住の個人
- (4) 事故の状況 本市のごみ収集車（市民部環境整備室 XXXXXXXXXX 運転）が、上記日時・場所において、大型ごみの有無を確認するために後退したところ、後続していた相手方の原動機付自転車に接触し、そのフロントフェンダー等を破損させたものである。
- (5) 和解の内容 本件事故による相手方の損害額は、145,502円とし、市は、相手方にその全額を支払う。
- (6) 和解年月日 令和4年10月5日

2 損害賠償請求事件に関する和解（令和4年10月20日専決）

(1) 事 件 名 大阪地方裁判所令和2年（ワ）第4283号損害賠償請求事件

(2) 当 事 者 原 告 池田市在住の個人（A）、吹田市在住の個人（B）
被 告 箕面市大字牧落・大字西小路・大字平尾・大字桜財産区
補助参加人 四大字水利組合

(3) 事 件 の 概 要 被告は、平成31年3月に箕面市土地開発公社と土地（通称：蓮池）の売買契約を締結したため、その水利権を消滅させる必要があり、同年4月に補助参加人と水利権消滅契約を締結し、補助参加人に補償金を支払ったところ、原告らが、補助参加人に対する補償金の支払いが原告らの水利権を不当に侵害し、消滅させたとして、令和2年5月11日に損害賠償請求訴訟を提起したものである。

(4) 和 解 の 内 容

- 1 補助参加人は、原告Aに対し、本件解決金として100万円の支払義務があることを認める。
- 2 補助参加人は、原告Bに対し、本件解決金として100万円の支払義務があることを認める。
- 3 補助参加人は、原告らに対し、第1項及び前項の各金員を令和4年11月4日限り、原告の指定する口座（略）に振り込む方法によりそれぞれ支払う。ただし、振込手数料は補助参加人の負担とする。

- 4 原告ら及び補助参加人は、原告らがいずれも補助参加人の構成員ではないことを確認する。
- 5 原告ら及び補助参加人は、原告らが物件目録（略）記載の各土地について、水利権等何らの権利を有しないことを確認する。ただし、補助参加人は、原告らが同人ら共有の物件目録（略）記載の土地を現況の畑として使用する際に、それに必要な範囲で余水を利用することに異議を述べない。
- 6 原告らは、被告に対する請求をいずれも放棄する。
- 7 原告ら、被告及び補助参加人は、原告らと被告との間及び原告らと補助参加人との間には、物件目録（略）記載の土地（通称：蓮池）について、それぞれ本和解条項に定めるもののほかに、何らの債権債務がないことを相互に確認する。
- 8 訴訟費用は各自の負担とする。

(5) 和解年月日 令和4年10月28日

第 8 0 号議案

工事請負契約締結の件

次のとおり工事請負契約を締結する。

令和 4 年 1 1 月 3 0 日提出

箕面市長 上 島 一 彦

- | | | |
|---|--------|---|
| 1 | 契約の目的 | 箕面萱野駅前北側交通広場整備工事（シェルター） |
| 2 | 契約の方法 | 指名競争入札 |
| 3 | 契約の金額 | 1 6 9 , 2 9 0 , 0 0 0 円 |
| 4 | 契約の相手方 | 箕面市如意谷二丁目 1 0 番 8 5 号
城下工務店有限会社
代表取締役 城 下 義 史 |

（提案理由）

箕面萱野駅前北側交通広場整備工事（シェルター）の請負契約を締結するため、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 5 号の規定により提案するものである。

第 8 1 号議案

業務委託契約締結の件

次のとおり業務委託契約を締結する。

令和 4 年 1 1 月 3 0 日提出

箕面市長 上 島 一 彦

- 1 契約の目的 箕面市立多文化交流センターにおける証明書の交付請求の受付・引渡し業務等に関する業務
- 2 契約の相手方 箕面市小野原西五丁目 2 番 3 6 号
公益財団法人箕面市国際交流協会
理事長 前 田 一 成
- 3 契約の期間 令和 5 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 3 1 日まで

（提案理由）

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成 1 8 年法律第 5 1 号）第 2 3 条において準用する同法第 2 0 条第 1 項の規定により箕面市立多文化交流センターにおける証明書の交付請求の受付・引渡し業務等に関する業務の委託契約を締結するため、同法第 3 4 条第 3 項の規定により提案するものである。

第 8 2 号議案

業務委託契約一部変更の件

令和 2 年 1 1 月 3 0 日議決を経た「第 1 0 3 号議案 業務委託契約締結の件」の一部を次のように改める。

令和 4 年 1 1 月 3 0 日提出

箕面市長 上 島 一 彦

「3 契約の期間 令和 3 年 5 月 3 日から令和 8 年 5 月 2 日まで」を「3 契約の期間 令和 3 年 5 月 3 日から令和 7 年 3 月 3 1 日まで」に改める。

（提案理由）

箕面船場阪大前駅前地区内における証明書の交付請求の受付・引渡し業務等に関する業務の委託契約において、証明書発行拠点の廃止に伴い契約の期間を変更するため、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成 1 8 年法律第 5 1 号）第 3 4 条第 5 項において準用する同条第 3 項の規定により提案するものである。

第 8 3 号議案

指定管理者の指定の件

次のとおり箕面市立桜井駐輪場及び箕面市立牧落駐輪場の指定管理者を指定する。

令和 4 年 1 1 月 3 0 日提出

箕面市長 上 島 一 彦

- | | | |
|---|-----------|---|
| 1 | 公の施設の名称 | 箕面市立桜井駐輪場及び箕面市立牧落駐輪場 |
| 2 | 指 定 管 理 者 | 箕面市稲一丁目 1 1 番 2 号
公益社団法人箕面市シルバー人材センター
理事長 黒 山 伊佐夫 |
| 3 | 指 定 の 期 間 | 令和 5 年 4 月 1 日から令和 1 0 年 3 月 3 1 日まで |

(提案理由)

箕面市立桜井駐輪場及び箕面市立牧落駐輪場の指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により提案するものである。

第 8 4 号議案

指定管理者の指定の件

次のとおり箕面市立多文化交流センターの指定管理者を指定する。

令和 4 年 1 1 月 3 0 日提出

箕面市長 上 島 一 彦

- | | | |
|---|-----------|--|
| 1 | 公の施設の名称 | 箕面市立多文化交流センター |
| 2 | 指 定 管 理 者 | 箕面市小野原西五丁目 2 番 3 6 号
公益財団法人箕面市国際交流協会
理事長 前 田 一 成 |
| 3 | 指 定 の 期 間 | 令和 5 年 4 月 1 日から令和 1 0 年 3 月 3 1 日まで |

(提案理由)

箕面市立多文化交流センターの指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により提案するものである。

第 8 5 号議案

指定管理者の指定の件

次のとおり箕面市立総合運動場の指定管理者を指定する。

令和 4 年 1 1 月 3 0 日提出

箕面市長 上 島 一 彦

- 1 公の施設の名称 箕面市立第一総合運動場及び箕面市立第二総合運動場
- 2 指定管理者及びその構成団体

指定管理者	指定管理者の構成団体	
みのおNEXT スポーツコミュニ ティパートナーズ	代表団体	大阪府中央区北浜四丁目1番23号 美津濃株式会社 代表取締役社長 水 野 明 人
	代表団体 以外の構 成団体	大阪府中央区北浜四丁目1番23号 ミズノスポーツサービス株式会社 代表取締役 篠 村 嘉 将
		大阪府中央区南新町二丁目3番7号 株式会社サンアメニティ大阪 代表取締役 加 藤 隆 志
		泉佐野市上町一丁目4番10号 株式会社サクセス 代表取締役 堀 内 泰 典

- 3 指 定 の 期 間 令和 5 年 4 月 1 日から令和 1 5 年 3 月 3 1 日まで

(提案理由)

箕面市立総合運動場の指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第24条の2第6項の規定により提案するものである。

第 8 6 号議案

指定管理者の指定の一部変更の件

平成 2 2 年 1 2 月 2 0 日議決を経た「第 1 0 6 号議案 指定管理者の指定の件」（令和 2 年 1 2 月 2 1 日及び令和 3 年 1 2 月 2 0 日に議決を経て変更したもの）の一部を次のように改める。

令和 4 年 1 1 月 3 0 日提出

箕面市長 上 島 一 彦

「3 指定の期間 平成 2 3 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 3 1 日まで」を「3 指定の期間 平成 2 3 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 3 1 日まで」に改める。

（提案理由）

箕面市立箕面文化・交流センターの指定管理者の指定について、その指定の期間を 1 年間延長するため、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により提案するものである。

第 8 7 号議案

指定管理者の指定の件

次のとおり箕面市立多世代交流センターの指定管理者を指定する。

令和 4 年 1 1 月 3 0 日提出

箕面市長 上 島 一 彦

- 1 公の施設の名称 箕面市立多世代交流センター
- 2 指 定 管 理 者 箕面市稲六丁目 1 1 番 2 0 号
社会福祉法人ひじり福祉会
理事長 安 達 弘
- 3 指 定 の 期 間 令和 5 年 4 月 1 日から令和 1 5 年 3 月 3 1 日まで

(提案理由)

箕面市立多世代交流センターの指定管理者を指定するため、地方自治法(昭和 2 2 年法律第 6 7 号)第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により提案するものである。

第八十八号議案

箕面市個人情報の保護に関する法律施行条例制定の件

箕面市個人情報の保護に関する法律施行条例を次のように定める。

令和四年十一月三十日提出

箕面市長 上 島 一 彦

箕面市条例第 号

箕面市個人情報の保護に関する法律施行条例

箕面市個人情報保護条例（平成二年箕面市条例第一号）の全部を改正する。

（趣旨）

第一条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第二条 この条例の用語の意義は、法の定めるところによる。

2 この条例において「実施機関」とは、市長、上下水道企業管理者、競艇事業管理者、病院事業管理者、消防長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。（費用負担及び手数料）

第三条 法第八十七条第一項の規定による写しの交付により保有個人情報の開示を受ける者は、当該写しの作成及び送付に要する費用として規則で定める額を負担しなければならない。

2 法第八十九条第二項の条例で定める額は、零円とする。

（保有個人情報の存否応答の拒否に関する報告）

第四条 実施機関は、法第八十一条の規定により保有個人情報の開示請求

を拒否したときは、規則で定めるところにより、その旨を箕面市情報開示審査会条例（平成八年箕面市条例第三号）の規定により設置された箕面市情報開示審査会に報告しなければならない。

（審議会の設置）

第五条 法第二百二十九条に規定する合議制の機関として、箕面市個人情報保護制度運営審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、次に掲げる事項について、市長の諮問に応じて調査審議し、答申するものとする。

一 この条例の改正又は廃止に関すること。

二 法第六十六条第一項の規定により講ずる措置の基準に関すること。

三 実施機関における個人情報の取扱いに関する運用上の細則に関すること。

四 法又はこの条例の施行に係る重要事項に関すること。

3 審議会は、前項に定めるもののほか、実施機関の諮問に応じ、特定個人情報保護評価に関する規則（平成二十六年特定個人情報保護委員会規則第一号）第七条第四項の規定により行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二十八条第一項に規定する評価書に記載された特定個人情報ファイルの取扱いについて意見を述べるものとする。

（審議会の組織及び委員）

第六条 審議会は、委員八名以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命する。

一 個人情報の保護に関し、公正な判断をなし得る識見を有する者

二 個人情報の保護に係る有する市民団体等の代表者

3 委員の任期は、二年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任

期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

5 委員の報酬及び費用弁償の支給に関しては、箕面市報酬及び費用弁償条例（昭和二十九年箕面市条例第十号）の定めるところによる。

（審議会の会長）

第七条 審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき又は欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

（審議会の会議）

第八条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会の会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（審議会の運営に関する委任）

第九条 第五条から前条までに定めるもののほか、審議会の運営に必要事項は、会長が定める。

（運用状況の公表）

第十条 市長は、毎年一回、各実施機関の保有個人情報の開示等について、運用状況を取りまとめ、議会に報告するとともに市民に公表しなければならない。

（委任）

第十一条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和五年四月一日から施行する。

(招集の特例)

2 会長及びその職務を代理する委員が委員の任期満了等により不在の場合における審議会の会議の招集は、市長が行うものとする。この場合において、当該会議に関し必要な事項は、市長が定めることができる。

(経過措置)

3 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の箕面市個人情報保護条例（以下「旧条例」という。）第二条第二号に規定する実施機関（以下「旧実施機関」という。）の職員である者若しくはこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）前において旧実施機関の職員であった者に係る旧条例第三条第二項の規定によるその職務上知り得た旧条例第二条第一号に規定する個人情報（以下この条において「旧個人情報」という。）をみだりに他人に知らせ、若しくは不当な目的に使用してはならない責務又は施行日前において旧実施機関から委託を受けた旧個人情報を取り扱う事務に従事していた者に係る旧条例第十二条第二項の規定による当該事務に関して知り得た旧個人情報をみだりに他人に知らせ、若しくは不当な目的に使用してはならない義務については、施行日以後において、なお従前の例による。

4 施行日前に旧条例第十三条第一項、第二項若しくは第三項、第十四条、第十五条、第十六条第一項若しくは第二項又は第十六条の二の規定による請求がされた場合における旧条例に規定する自己情報の開示並びに訂正、保有一般個人情報の削除並びに利用等の中止及び保有特定個人情報の削除、利用の中止並びに外部提供の中止については、なお従前の例に

よる。

5 この条例の施行の際現に旧条例第二十二条第四項に規定する委員である者又は施行日前において委員であった者が職務上知り得た秘密を漏らしてはならない義務については、施行日以後においても、なお従前の例による。

6 この条例の施行の際現に旧条例第二十四条第一項の規定により箕面市情報開示審査会に対してなされている諮問は、法第百五条第三項において準用する同条第一項の規定によりなされた諮問とみなす。

7 この条例の施行の際現に旧実施機関の職員である者若しくは施行日前において旧実施機関の職員であった者又は施行日前において旧実施機関から委託を受けた旧条例第二条第四号に規定する保有個人情報（以下「旧保有個人情報」という。）を取り扱う事務に従事していた者が、正当な理由がないのに、施行日前において旧実施機関が保有していた電子計算機を用いて検索することができるよう体系的に構成した個人の秘密に属する事項が記録された個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を施行日以後に提供したときは、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

8 前項に規定する者が、その業務に関して知り得た施行日前において旧実施機関が保有していた旧保有個人情報を施行日以後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

9 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前二項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各項の罰金刑を科する。

10 前三項の規定は、本市の区域外においてこれらの項の罪を犯した者

にも適用する。

11 施行日前にした行為（デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和三年法律第三十七号）附則第十条第一項に規定する行為を除く。）及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（箕面市情報開示審査会条例の一部改正）

12 箕面市情報開示審査会条例の一部を次のように改正する。

第一条中「地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第三百三十八条の四第三項」を「行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第八条第一項」に改める。

第二条第一項中「平成十七年箕面市条例第二号」の下に「。以下「情報公開条例」という。」を加え、「箕面市個人情報保護条例（平成二年箕面市条例第一号）第二十四条第一項の規定により実施機関からの」を「個人情報保護の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号。以下「法」という。）第二百五条第三項において準用する同条第一項の規定による」と改め、同条第二項中「実施機関」の下に「（情報公開条例第二条第一号に規定する実施機関をいう。以下同じ。）」を加える。

第四条中「箕面市情報公開条例」を「情報公開条例」に改める。

第十条第一項中「ときは、」の下に「第二条第一項の規定により」を加え、「実施機関」を「審査庁」に、「箕面市情報公開条例」を「情報公開条例」に、「自己情報開示等の決定等（箕面市個人情報保護条例第十条第一項の自己情報開示等の決定等）」を「保有個人情報開示等の決定等（法に基づく開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等）」に、「自己情報開示等の決定等」を「保有個人情報開示等の決定等」に改め、同

条第二項中「実施機関」を「審査庁」に改め、同条第三項中「実施機関」を「審査庁」に改め、「開示決定等」の下に「又は保有個人情報開示等の決定等」を加え、同条第四項中「(平成二十六年法律第六十八号)」を削り、「実施機関」を「審査庁」に改める。

(箕面市情報公開条例の一部改正)

13 箕面市情報公開条例(平成十七年箕面市条例第二号)の一部を次のように改正する。

第十三条第一項中「起算して十五日」を「三十日」に改め、同条第二項中「十五日」を「三十日」に改める。

第十四条第一項中「起算して三十日」を「六十日」に、「三十日」を「六十日」に、「すべて」を「全て」に改める。

第十八条の二を削る。

第十八条の三中「前条の」を「開示決定等又は開示請求に係る不作為に係る」に改め、同条を第十八条の二とする。

第十九条第一項中「実施機関は、第十八条の二の」を「開示決定等又は開示請求に係る不作為について行政不服審査法に基づく」に改め、「ときは」の下に「、当該審査請求に係る審査庁は」を加え、同条第二項中「実施機関」を「審査庁」に改める。

第二十条中「実施機関」を「審査庁」に改める。

(箕面市情報公開条例の一部改正に伴う経過措置)

14 施行日前に前項の規定による改正前の箕面市情報公開条例第六条第一項に規定する開示請求があつた場合における開示決定等の期限及び審査請求する実施機関は、なお従前の例による。

(箕面市情報システムの管理運営に関する条例の一部改正)

15 箕面市情報システムの管理運営に関する条例(平成十六年箕面市条

例第七号)の一部を次のように改正する。

第二条第四号中「箕面市個人情報保護条例(平成二年箕面市条例第一号)第二条第四号」を「個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十七号)第六十条第一項」に改める。

第七条中「箕面市個人情報保護条例第七条の規定により収集された」を「個人情報の保護に関する法律第六十一条の規定により保有する」に改める。

(箕面市暴力団排除条例の一部改正)

16 箕面市暴力団排除条例(平成二十六年箕面市条例第四十四号)の一部を次のように改正する。

第十七条第一項中「箕面市個人情報保護条例(平成二年箕面市条例第一号)第二条第二号に規定する実施機関」を「箕面市個人情報の保護に関する法律施行条例(令和四年箕面市条例第 号)第二条第二項に規定する実施機関及び議会」に、「同条第一号」を「個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十七号)第二条第一項」に改め、「本人以外から」を削る。

(提案理由)

個人情報の保護に関する法律の改正により同法が地方公共団体に適用されることに伴い、同法の施行に必要な事項を定めるため、本条例を制定するものである。

第八十九号議案

箕面市一般職の職員給与に関する条例等改正の件

箕面市一般職の職員給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和四年十一月三十日提出

箕面市長 上島 一彦

箕面市条例第 号

箕面市一般職の職員給与に関する条例等の一部を改正する

条例

(箕面市一般職の職員給与に関する条例の一部改正)

第一条 箕面市一般職の職員給与に関する条例(昭和三十五年箕面市条例第一号)の一部を次のように改正する。

第五条の二第一項の表中「三七五、〇〇〇円」を「三七六、〇〇〇円」に改める。

第二十条第四項中「百分の二百十二・五」を「百分の二百二十一・五」に改める。

第二十一条第二項第一号中「百分の九十五」を「六月に支給する場合には百分の九十五、十二月に支給する場合には百分の百五」に改め、同項第二号中「百分の四十五」を「六月に支給する場合には百分の四十五、十二月に支給する場合には百分の五十」に改める。

附則別表を次のように改める。

附則別表 旧豊能町消防吏員給料表

号給	職務の 等級	1 等級	2 等級	3 等級	4 等級	5 等級	6 等級	7 等級
		給料月額						
		円	円	円	円	円	円	円
1		499,600	357,200	328,900	324,200	303,700	196,000	159,500
2			358,700	330,400	325,700	305,200	197,500	161,000
3			360,200	331,900	327,200	306,700	199,000	162,500
4			361,700	333,400	328,700	308,200	200,500	164,000
5			363,200	334,900	330,200	309,700	202,000	165,500
6			364,700	336,400	331,700	311,200	203,500	167,000
7			366,200	337,900	333,200	312,700	205,000	168,500
8			367,700	339,400	334,700	314,200	206,500	169,900
9			369,200	340,900	336,200	315,700	208,000	171,300
10			370,700	342,400	337,700	317,200	209,500	172,700
11			372,200	343,900	339,200	318,700	211,000	174,100
12			373,700	345,400	340,700	320,200	212,500	175,500
13			375,200	346,900	342,200	321,700	214,000	176,900
14			376,700	348,400	343,700	323,200	215,500	178,300
15			378,200	349,900	345,200	324,700	217,000	179,700
16			379,700	351,400	346,700	326,200	218,500	181,100
17			381,200	352,900	348,200	327,700	220,000	182,500
18			382,700	354,400	349,700	329,200	221,500	184,000
19			384,200	355,900	351,200	330,700	223,000	185,500
20			385,700	357,400	352,700	332,200	224,500	187,000
21			387,200	358,900	354,200	333,700	226,000	188,500
22			388,700	360,400	355,700	335,200	227,500	190,000
23			390,200	361,900	357,200	336,700	229,000	191,500
24			391,700	363,400	358,700	338,200	230,500	193,000
25			393,200	364,900	360,200	339,700	232,000	194,500
26			394,700	366,400	361,700	341,200	233,500	196,000
27			396,200	367,900	363,200	342,700	235,000	197,500
28			397,700	369,400	364,700	344,200	236,500	199,000
29			399,200	370,900	366,200	345,700	238,000	200,500
30			400,700	372,400	367,700	347,200	239,500	202,000
31			402,200	373,900	369,200	348,700	241,000	203,500
32			403,700	375,400	370,700	350,200	242,500	205,000
33			405,200	376,900	372,200	351,700	244,000	206,500
34			406,700	378,400	373,700	353,200	245,500	208,000
35			408,200	379,900	375,200	354,700	247,000	209,500
36			409,700	381,400	376,700	356,200	248,500	211,000
37			411,200	382,900	378,200	357,700	250,000	212,500
38			412,700	384,400	379,700	358,200	251,500	214,000
39			414,200	385,900	381,200	358,700	253,000	215,500
40			415,700	387,400	382,700	359,200	254,500	217,000
41			417,200	388,900	384,200	359,700	256,000	218,500
42			418,700	390,400	385,700	360,200	257,500	220,000
43			420,200	391,900	387,200	360,700	259,000	221,500
44			421,700	393,400	388,700	361,200	260,500	223,000
45			423,200	394,900	390,200	361,700	262,000	224,500
46			424,700	396,400	391,700	362,200	263,500	226,000
47			426,200	397,900	392,700	362,700	265,000	227,500
48			427,700	399,400		363,200	266,500	229,000
49			429,200	400,900		363,700	268,000	230,500

50		430,700	402,400		364,200	269,500	232,000
51		432,200	403,900		364,700	271,000	232,500
52		433,700	405,400		365,200	272,500	233,000
53		435,200	406,900		365,700	274,000	233,500
54		436,700	408,400		366,200	275,500	234,000
55		438,200	409,900		366,700	277,000	234,500
56		439,700			367,200	278,500	235,000
57		441,200			367,700	280,000	235,500
58		442,700			368,200	281,000	236,000
59		444,200			368,700	282,000	236,500
60		444,600			369,200	283,000	237,000
61					369,700	284,000	237,500
62					370,200	285,000	238,000
63					370,700	286,000	238,500
64					371,200	287,500	239,000
65					371,700	289,000	239,500
66					372,200	290,500	240,000
67					372,700	292,000	240,500
68					373,200	293,500	241,000
69					373,700	295,000	241,500
70					374,200	296,500	242,000
71					374,700	298,000	242,500
72					375,200	299,500	243,000
73					375,700	301,000	243,500
74					376,200	302,500	244,000
75					376,700	304,000	244,500
76					377,200	305,500	245,000
77					377,700	307,000	245,500
78					378,200	308,500	246,000
79					378,700	310,000	246,500
80					379,200	311,500	247,000
81					379,700	313,000	247,500
82					380,200	314,500	248,000
83					380,700	316,000	248,500
84					381,200	317,500	249,000
85						319,000	249,500
86						320,500	250,000
87						322,000	250,500
88						323,500	251,000
89						325,000	251,500
90						326,500	252,000
91						328,000	
92						328,500	
93						329,000	
94						329,500	
95						330,000	
96						330,500	
97						331,000	
98						331,500	
99						332,000	
100						332,500	
101						333,000	
102						333,500	
103						334,000	
104						334,500	

105						335,000	
106						335,500	
107						336,000	
108						336,500	
109						337,000	
110						337,500	
111						338,000	
112						338,500	
113						339,000	
114						339,500	
115						340,000	
116						340,500	
117						341,000	
118						341,500	
119						342,000	
120						342,500	
121						343,000	
122						343,500	
123						344,000	
124						344,500	
125						345,000	
126						345,500	
127						346,000	
128						346,500	
129						347,000	
130						347,500	
131						348,000	
132						348,500	
133						349,000	
134						349,500	
135						350,000	

別表第二から別表第六までを次のように改める。

別表第2 行政職給料表（第5条関係）

職員の区分	職務の等級 号給	1 等級	2 等級	3 等級	4 等級	5 等級	6 等級	7 等級
		給料月額						
再任用職員 以外の職員		円	円	円	円	円	円	円
	1	500,600	436,300	377,500	337,000	318,700	201,700	154,600
	2		437,800	379,000	338,500	320,200	203,200	155,700
	3		439,300	380,500	340,000	321,700	204,700	156,800
	4		440,800	382,000	341,500	323,200	206,200	157,900
	5		442,300	383,500	343,000	324,700	207,700	158,900
	6		443,800	385,000	344,500	326,200	209,200	160,300
	7		445,300	386,500	346,000	327,700	210,700	161,600
	8		446,800	388,000	347,500	329,200	212,200	162,900
	9		448,300	389,500	349,000	330,700	213,700	164,100
	10		449,800	391,000	350,500	332,200	215,200	165,600
	11		451,300	392,500	352,000	333,700	216,700	167,100
	12		452,800	394,000	353,500	335,200	218,200	168,700
	13		454,300	395,500	355,000	336,700	219,700	169,800
	14		455,800	397,000	356,500	338,200	221,200	171,200
	15		457,300	398,500	358,000	338,700	222,700	172,600
	16		458,800	400,000	359,500	339,200	224,200	174,000
	17		460,300	401,500	361,000	339,700	225,700	175,300
	18		461,800	403,000	362,500	340,200	227,200	177,800
	19		463,300	404,500	364,000	340,700	228,700	180,300
	20		464,800	406,000	365,500	341,200	230,200	182,800
	21		466,300	407,500	367,000	341,700	231,700	185,200
	22		467,800	409,000	368,500	342,200	233,200	186,900
	23		469,300	410,500	370,000	342,700	234,700	188,500
	24		470,800	412,000	371,500	343,200	236,200	190,200
	25		472,300	413,500	373,000	343,700	237,700	191,700
	26		473,800	415,000	374,500	344,200	239,200	193,400
	27		475,300	416,500	376,000	344,700	240,700	195,200
	28		476,800	418,000	377,500	345,200	242,200	196,900
	29		478,300	419,500		345,700	243,700	198,500
	30		479,800	421,000		346,200	245,200	200,000
	31		481,300	422,500		346,700	246,700	201,500
	32		482,800	424,000		347,200	248,200	203,000
	33		484,300	425,500		347,700	249,700	204,500
	34		485,800	427,000		348,200	251,200	206,000
	35		487,300	428,500		348,700	252,700	207,500
	36			430,000		349,200	254,200	209,000
	37			431,500		349,700	255,700	210,500
	38			433,000		350,200	257,200	212,000
	39			434,500		350,700	258,700	213,500
	40			436,000		351,200	260,200	215,000
	41			436,300		351,700	261,700	216,500
	42					352,200	263,200	218,000
	43					352,700	264,700	219,500
	44					353,200	266,200	221,000
	45					353,700	267,700	222,500
	46					354,200	269,200	224,000
	47					354,700	270,700	225,500
	48					355,200	272,200	227,000
	49					355,700	273,700	228,500
	50					356,200	274,200	229,000
	51					356,700	275,700	229,500
	52					357,200	276,200	230,000
	53					357,700	277,700	230,500
	54					358,200	278,200	231,000
	55					358,700	279,700	231,500
	56						281,200	232,000
	57						282,700	232,500
	58						284,200	233,000
	59						285,700	233,500
	60						287,200	234,000
	61						288,700	234,500
	62						290,200	235,000
	63						291,700	235,500
	64						293,200	236,000
	65						294,700	236,500
	66						296,200	
	67						297,700	
68						299,200		

	69						300,700	
	70						302,200	
	71						303,700	
	72						305,200	
	73						306,700	
	74						308,200	
	75						309,700	
	76						311,200	
	77						312,700	
	78						314,200	
	79						315,700	
	80						317,200	
	81						318,700	
再任用職員		356,800	314,600	289,400	274,600	255,200	242,400	215,200

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

別表第3 技能職給料表（第5条関係）

職員の区分	職務の 等級 号給	1 等級	2 等級	3 等級	4 等級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員 以外の職員		円	円	円	円
	1	318,700	221,500	182,200	154,600
	2	320,200	223,000	183,700	156,100
	3	321,700	224,500	185,200	157,600
	4	323,200	226,000	186,700	159,100
	5	324,700	227,500	188,200	160,600
	6	326,200	229,000	189,700	162,100
	7	327,700	230,500	191,200	163,600
	8	329,200	232,000	192,700	165,000
	9	330,700	233,500	194,200	166,400
	10	332,200	235,000	195,700	167,800
	11	333,700	236,500	197,200	169,200
	12	335,200	238,000	198,700	170,600
	13	336,700	239,500	200,200	172,000
	14	338,200	241,000	201,700	173,400
	15	339,700	242,500	203,200	174,800
	16	341,200	244,000	204,700	176,200
	17	342,700	245,500	206,200	177,600
	18	344,200	247,000	207,700	179,100
	19	345,700	248,500	209,200	180,600
	20	347,200	250,000	210,700	182,100
	21	348,700	251,500	212,200	183,600
	22	350,200	253,000	213,700	185,100
	23	351,700	254,500	215,200	186,600
	24	353,200	256,000	216,700	188,100
	25	354,700	257,500	218,200	189,600
	26	356,200	259,000	219,700	191,100
	27	357,700	260,500	221,200	192,600
	28	358,700	262,000	221,700	194,100
	29		263,500	222,200	195,600
	30		265,000	222,700	197,100
	31		266,500	223,200	198,600
	32		268,000	223,700	200,100
	33		269,500	224,200	201,600
	34		271,000	224,700	203,100
	35		272,500	225,200	204,600
	36		273,500	225,700	206,100
	37		274,500	226,200	207,600
	38		275,500	226,700	208,100
	39		276,500	227,200	208,600
	40		277,500	227,700	209,100
	41		278,500	228,200	209,600
	42		280,000	228,700	210,100
	43		281,500	229,200	210,600
	44		283,000	229,700	211,100
	45		284,500	230,200	211,600
	46		286,000	230,700	212,100
	47		287,500	231,200	212,600
	48		289,000	231,700	213,100
	49		290,500	232,200	213,600
	50		292,000	232,700	214,100
	51		293,500	233,200	214,600
	52		295,000	233,700	215,100
	53		296,500	234,200	215,600
	54		298,000	234,700	216,100
	55		299,500	235,200	216,600
	56		301,000	235,700	
	57		302,500	236,200	
	58		304,000	236,700	
	59		305,500	237,200	
	60		307,000	237,700	
	61		308,500	238,200	
	62		310,000	238,700	
	63		311,500	239,200	
	64		313,000	239,700	
	65		314,500	240,200	
	66		316,000	240,700	
	67		317,500	241,200	
	68		318,700	241,700	
69			242,200		

70			242,700	
71			243,200	
72			243,700	
73			244,200	
74			244,700	
75			245,200	
76			245,700	
77			246,200	
78			246,700	
79			247,200	
80			247,700	
81			248,200	
82			248,700	
83			249,200	
84			249,700	
85			250,200	
86			250,700	
87			251,200	
88			251,700	
再任用職員	255,200	242,400	215,200	187,700

備考 この表は、技能職員で規則で定める者に適用する。

別表第4 専門職給料表（第5条関係）

職員の区分	職務の等級 号給	1 等級	2 等級	3 等級	4 等級	5 等級	6 等級	7 等級
		給料月額						
再任用職員 以外の職員		円	円	円	円	円	円	円
	1	500,600	436,300	406,300	356,800	327,500	231,200	154,600
	2		437,800	407,800	358,300	329,000	232,700	155,700
	3		439,300	409,300	359,800	330,500	234,200	156,800
	4		440,800	410,800	361,300	332,000	235,700	157,900
	5		442,300	412,300	362,800	333,500	237,200	158,900
	6		443,800	413,800	364,300	335,000	238,700	160,300
	7		445,300	415,300	365,800	336,500	240,200	161,600
	8		446,800	416,800	367,300	338,000	241,700	162,900
	9		448,300	418,300	368,800	339,500	243,200	164,100
	10		449,800	419,800	370,300	341,000	244,700	165,600
	11		451,300	421,300	371,800	342,500	246,200	167,100
	12		452,800	422,800	373,300	344,000	247,700	168,700
	13		454,300	424,300	374,800	345,500	249,200	169,800
	14		455,800	425,800	376,300	347,000	250,700	171,200
	15		457,300	427,300	377,800	348,500	252,200	172,600
	16		458,800	428,800	379,300	350,000	253,700	174,000
	17		460,300	430,300	380,800	351,500	255,200	175,300
	18		461,800	431,800	382,300	353,000	256,700	177,800
	19		463,300	433,300	383,800	354,500	258,200	180,300
	20		464,800	434,800	385,300	356,000	259,700	182,800
	21		466,300	436,300	386,800	357,500	261,200	185,200
	22		467,800		388,300	358,000	262,700	186,900
	23		469,300		389,800	358,500	264,200	188,500
	24		470,800		391,300	359,000	265,700	190,200
	25		472,300		392,800	359,500	267,200	191,700
	26		473,800		394,300	360,000	268,700	193,400
	27		475,300		395,800	360,500	270,200	195,200
	28		476,800		397,300	361,000	271,700	196,900
	29		478,300		398,800	361,500	273,200	198,500
	30		479,800		400,300	362,000	274,700	200,000
	31		481,300		401,800	362,500	276,200	201,500
	32		482,800		403,300	363,000	277,700	203,000
	33		484,300		404,800	363,500	279,200	204,500
	34		485,800		405,800	364,000	280,700	206,000
	35		487,300		406,300	364,500	281,700	207,500
	36					365,000	282,700	209,000
	37					365,500	283,700	210,500
	38					366,000	284,700	212,000
	39					366,500	285,700	213,500
	40					367,000	286,700	215,000
	41					367,500	288,200	216,500
	42						289,700	218,000
	43						291,200	219,500
	44						292,700	221,000
	45						294,200	222,500
	46						295,700	224,000
	47						297,200	225,500
	48						298,700	227,000
	49						300,200	228,500
	50						301,700	230,000
	51						303,200	231,500
	52						304,700	233,000
	53						306,200	233,500
	54						307,700	234,000
	55						309,200	234,500
	56						310,700	235,000
	57						312,200	235,500
	58						313,700	236,000
	59						315,200	236,500
	60						316,700	237,000
	61						318,200	237,500
	62						319,700	238,000
	63						321,200	238,500
	64						322,700	239,000
	65						324,200	239,500
	66						325,700	240,000
	67						327,200	240,500
	68						327,500	241,000
69							241,500	

70							242,000
71							242,500
72							243,000
73							243,500
74							244,000
75							244,500
76							245,000
77							245,500
78							246,000
79							246,500
80							247,000
81							247,500
82							248,000
83							248,500
84							249,000
85							249,500
86							250,000
87							250,500
88							251,000
89							251,500
90							252,000
91							252,500
92							253,000
93							253,500
94							254,000
95							254,500
96							255,000
97							255,500
98							256,000
99							256,500
100							257,000
101							257,500
102							258,000
103							258,500
104							259,000
105							259,500
106							260,000
107							260,500
108							261,000
109							261,500
110							262,000
111							262,500
112							263,000
113							263,500
114							264,000
115							264,500
116							265,000
117							265,500
118							266,000
119							266,500
120							267,000
121							267,500
122							268,000
123							268,500
124							269,000
125							269,500
126							270,000
127							270,500
128							271,000
129							271,500
130							272,000
131							272,500
132							273,000
133							273,500
134							274,000
135							274,500
136							275,000
137							275,500
138							276,000
139							276,500
再任用職員	356,800	314,600	289,400	274,600	256,900	243,500	215,300

備考 この表は、消防吏員、保育士、幼稚園教諭、養護教諭、薬剤師、栄養士、保健師、看護師、准看護師その他医療従事職員で規則で定める者に適用する。

別表第5 一般任期付職員行政職給料表（第5条の3関係）

等級	給料月額
1 等級	246,000円
2 等級	240,300円
3 等級	232,200円
4 等級	226,100円
5 等級	219,200円
6 等級	212,400円
7 等級	205,400円
8 等級	198,500円
9 等級	191,700円
10 等級	185,200円
11 等級	175,300円

備考 この表は、一般任期付職員のうち他の給料表の適用を受けない者に適用する。

別表第6 一般任期付職員医療職給料表（第5条の3関係）

等級	給料月額
1 等級	255,400円
2 等級	249,800円
3 等級	244,000円
4 等級	238,600円
5 等級	233,000円
6 等級	226,800円
7 等級	219,300円
8 等級	210,400円
9 等級	204,000円

備考 この表は、一般任期付職員のうち薬剤師、栄養士、保健師、看護師その他規則で定める者に適用する。

第二条 箕面市一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第二十条第四項中「百分の二百二十二・五」を「百分の二百十七・五」に改める。

第二十一条第二項第一号中「六月に支給する場合には百分の九十五、十二月に支給する場合には百分の百五」を「百分の百」に改め、同項第二号中「六月に支給する場合には百分の四十五、十二月に支給する場合には百分の五十」を「百分の四十七・五」に改める。

(箕面市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第三条 箕面市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年箕面市条例第二十六号)の一部を次のように改正する。

第十三条第二項及び第二十二條第三項中「百分の六十七・五」を「六月に支給する場合には百分の六十七・五、十二月に支給する場合には百分の七十二・五」に改める。

第四条 箕面市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

第十三条第二項及び第二十二條第三項中「六月に支給する場合には百分の六十七・五、十二月に支給する場合には百分の七十二・五」を「百分の七十」に改める。

(箕面市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第五条 箕面市特別職の職員の給与に関する条例(昭和三十五年箕面市条例第十四号)の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「百分の二百十二・五」を「六月に支給する場合には百分の二百十二・五、十二月に支給する場合には百分の二百二十一・五」

に改める。

第六条 箕面市特別職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「六月に支給する場合には百分の二百十二・五、十二月に支給する場合には百分の二百二十二・五」を「百分の二百十七・五」に改める。

(箕面市報酬及び費用弁償条例の一部改正)

第七条 箕面市報酬及び費用弁償条例(昭和二十九年箕面市条例第十号)の一部を次のように改正する。

第七条第二項中「百分の二百十二・五」を「六月に支給する場合には百分の二百十二・五、十二月に支給する場合には百分の二百二十二・五」に改める。

第八条 箕面市報酬及び費用弁償条例の一部を次のように改正する。

第七条第二項中「六月に支給する場合には百分の二百十二・五、十二月に支給する場合には百分の二百二十二・五」を「百分の二百十七・五」に改める。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条、第四条、第六条及び第八条の規定は、令和五年四月一日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の箕面市一般職の職員の給与に関する条例(以下「改正後の一般職給与条例」という。)の規定、第三条の規定による改正後の箕面市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(以下「改正後の会計年度任用職員給与等条例」という。)の規定、第五条の規定による改正後の箕面市特別職の職員の給与に関する条例(以下

「改正後の特別職給与条例」という。）の規定及び第七条の規定による改正後の箕面市報酬及び費用弁償条例（以下「改正後の報酬等条例」という。）の規定は、令和四年四月一日から適用する。

（給与等の内払）

3 第一条の規定による改正前の箕面市一般職の職員の給与に関する条例、第三条の規定による改正前の箕面市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例、第五条の規定による改正前の箕面市特別職の職員の給与に関する条例又は第七条の規定による改正前の箕面市報酬及び費用弁償条例の規定に基づいて、令和四年四月一日以後の分として支払われた給与又は報酬は、それぞれ改正後の一般職給与条例、改正後の会計年度任用職員給与等条例、改正後の特別職給与条例又は改正後の報酬等条例の規定による給与又は報酬の内払とみなす。

（提案理由）

一般職の職員の給料月額、期末手当及び勤勉手当の支給率、特別職の職員の期末手当の支給率並びに市議会の議長、副議長及び議員の期末手当の支給率を改定するため、本条例を改正するものである。

第九十号議案

箕面市都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく認定等に

係る事務手数料条例改正の件

箕面市都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく認定等に係る事務手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和四年十一月三十日提出

箕面市長 上 島 一 彦

箕面市条例第 号

箕面市都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく認定等に

係る事務手数料条例の一部を改正する条例

箕面市都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく認定等に係る事務手数料条例（平成二十四年箕面市条例第三十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表備考第一号中「（共同住宅等又は複合建築物（住宅以外の用途に供する部分及び住宅の用途に供する部分から成る建築物をいう。以下同じ。）であつて、当該建築物について技術的基準に基づき算出した住宅の用途に供する部分の設計一次エネルギー消費量（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成二十八年経済産業省・国土交通省令第一号）第一条第一項第一号イに規定する設計一次エネルギー消費量をいう。以下同じ。）に共用部分（同省令第四条第三項第一号に規定する共用部分をいう。以下同じ。）の設計一次エネルギー消費量を含まない場合については、当該認定等に係る建築物の部分の床面積から当該住宅の用途に供する部分のうち共用部分の床面積を除いた床面積）」を削り、同表備考第二号中「複合建築物」の下に「（住宅以外の用途に供する部分及び住宅の用途に供する部分から成る建築物をいう。以下同じ。）」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 令和四年十月一日において現に都市の低炭素化の促進に関する法律（平成二十四年法律第八十四号）第五十四条第一項の認定を受けている低炭素建築物新築等計画（同法第五十三条第一項に規定する低炭素建築物新築等計画をいう。）の同法第五十五条第一項の規定による変更の認定の申請に係る手数料については、この条例による改正後の第二条第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(提案理由)

建築物のエネルギー消費性能の向上の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき基準（平成二十四年経済産業省・国土交通省・環境省告示第百十九号）の改正に伴い、関係規定を整理するため、本条例を改正するものである。

第九十一号議案

箕面市風致地区内における建築等の規制に関する条例改正の
件

箕面市風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する
条例を次のように定める。

令和四年十一月三十日提出

箕面市長 上 島 一 彦

箕面市条例第 号

箕面市風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部
を改正する条例

箕面市風致地区内における建築等の規制に関する条例（平成二十六年箕
面市条例第四十九号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項第十三号ハ中「第六十四条第一項ただし書」を「第六十四
条第一項第二号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）の改正に伴い、関係規定を整
理するため、本条例を改正するものである。

第九十二号議案

北部大阪都市計画箕面船場駅前地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例改正の件

北部大阪都市計画箕面船場駅前地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和四年十一月三十日提出

箕面市長 上 島 一 彦

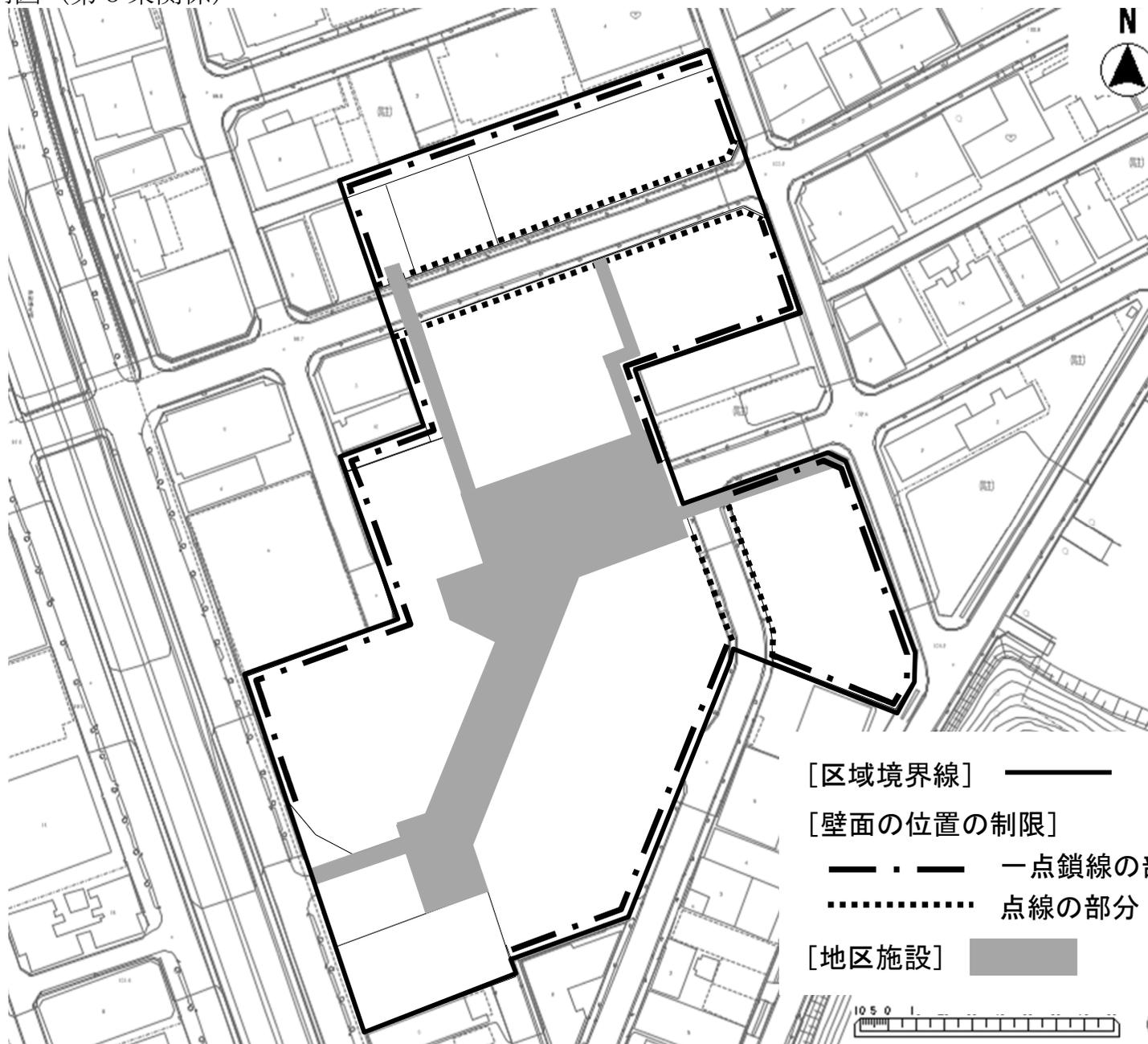
箕面市条例第 号

北部大阪都市計画箕面船場駅前地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

北部大阪都市計画箕面船場駅前地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成二十九年箕面市条例第二十一号）の一部を次のように改正する。

別図を次のように改める。

別図（第6条関係）



[区域境界線] ———

[壁面の位置の制限]

— · — 一点鎖線の部分

..... 点線の部分

[地区施設] ■■■■

後退距離 2m以上

後退距離 1m以上

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

北部大阪都市計画箕面船場駅前地区地区計画の変更に伴い、地区施設の配置を変更するため、本条例を改正するものである。

第九十三号議案

箕面市競艇事業の呼称の変更に伴う関係条例の整備に関する

条例制定の件

箕面市競艇事業の呼称の変更に伴う関係条例の整備に関する条例を次のように定める。

令和四年十一月三十日提出

箕面市長 上 島 一 彦

箕面市条例第 号

箕面市競艇事業の呼称の変更に伴う関係条例の整備に関する

条例

(箕面市競艇事業の設置等に関する条例の一部改正)

第一条 箕面市競艇事業の設置等に関する条例(令和二年箕面市条例第三十一号)の一部を次のように改正する。

題名中「競艇事業」を「ボートレース事業」に改める。

第一条の見出し中「競艇事業」を「ボートレース事業」に改め、同条中「箕面市競艇事業」を「箕面市モーターボート競走事業」に、「競艇事業」を「ボートレース事業」に改める。

第二条及び第三条中「競艇事業」を「ボートレース事業」に改める。

第四条中「競艇事業管理者」を「ボートレース事業管理者」に、「競艇事業局」を「ボートレース事業局」に改める。

第五条から第七条までの規定並びに第八条第一項及び第二項第三号中「競艇事業」を「ボートレース事業」に改める。

(箕面市営モーターボート競走条例の一部改正)

第二条 箕面市営モーターボート競走条例(昭和三十一年箕面市条例第二十二号)の一部を次のように改正する。

第一条中「箕面市競艇事業の経営に関する条例」を「箕面市ボートレース事業の経営に関する条例」に改める。

第三条中「競艇事業管理者」を「ボートレース事業管理者」に改める。

（箕面市営競艇運営審議会条例の一部改正）

第三条 箕面市営競艇運営審議会条例（昭和三十九年箕面市条例第三十八号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

箕面市ボートレース事業運営審議会条例

第一条中「箕面市営競艇（本市の施行するモーターボート競走法（昭和二十六年法律第二百四十二号）第一条及び第二条の規定によるモーターボート競走）」を「ボートレース事業（箕面市ボートレース事業の設置等に関する条例（令和二年箕面市条例第三十一号）第一条に規定するボートレース事業）」に、「箕面市営競艇運営審議会」を「箕面市ボートレース事業運営審議会」に改める。

第二条中「箕面市営競艇」を「ボートレース事業」に改める。

（箕面市営競艇災害等対応基金条例の一部改正）

第四条 箕面市営競艇災害等対応基金条例（平成二十三年箕面市条例第六号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

箕面市ボートレース事業災害等対応基金条例

第一条中「箕面市営競艇（）」を「箕面市営モーターボート競走（）」に、「同じ」を「競走」という」に、「箕面市営競艇」を「競走」に、「箕面市営競艇災害等対応基金」を「箕面市ボートレース事業災害等対応基金」に改める。

第四条中「競艇事業会計予算」を「ボートレース事業会計予算」に改

める。

第五条中「競艇事業管理者」を「ボートレース事業管理者」に、「箕面市競艇事業」を「箕面市ボートレース事業の設置等に関する条例（令和二年箕面市条例第三十一号）第一条に規定するボートレース事業」に改める。

（箕面市営競艇業務設備基金条例の一部改正）

第五条 箕面市営競艇業務設備基金条例（平成二十三年箕面市条例第七号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

箕面市ボートレース事業業務設備基金条例

第一条中「箕面市営競艇」を「箕面市営モーターボート競走」に、「箕面市営競艇業務設備基金」を「箕面市ボートレース事業業務設備基金」に改める。

第四条中「競艇事業会計予算」を「ボートレース事業会計予算」に改める。

第五条中「競艇事業管理者」を「ボートレース事業管理者」に、「箕面市競艇事業」を「箕面市ボートレース事業の設置等に関する条例（令和二年箕面市条例第三十一号）第一条に規定するボートレース事業」に改める。

（箕面市営モーターボート競走従事員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

第六条 箕面市営モーターボート競走従事員の給与の種類及び基準に関する条例（平成二十五年箕面市条例第十四号）の一部を次のように改正する。

題名中「箕面市営モーターボート競走従事員」を「箕面市ボートレ

ス企業従事員」に改める。

第一条中「市営モーターボート競走従事員」を「箕面市ボートレース企業従事員」に改める。

第二条中「競艇事業管理者」を「ボートレース事業管理者」に改める。

第十三条中「箕面市競艇企業職員の給与の種類及び基準に関する条例」を「箕面市ボートレース企業職員の給与の種類及び基準に関する条例」に改める。

（箕面市競艇事業の経営に関する条例の一部改正）

第七条 箕面市競艇事業の経営に関する条例（平成二十六年箕面市条例第八号）の一部を次のように改正する。

題名中「競艇事業」を「ボートレース事業」に改める。

第一条中「箕面市競艇事業の設置等に関する条例」を「箕面市ボートレース事業の設置等に関する条例」に、「箕面市競艇事業」を「ボートレース事業（箕面市ボートレース事業の設置等に関する条例（令和二年箕面市条例第三十一号）第一条に規定するボートレース事業をいう。以下同じ。）」に改める。

第三条中「箕面市競艇事業」を「ボートレース事業」に改める。

（箕面市競艇企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

第八条 箕面市競艇企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成二十六年箕面市条例第九号）の一部を次のように改正する。

題名中「競艇企業職員」を「ボートレース企業職員」に改める。

第一条中「箕面市競艇事業の設置等に関する条例」を「箕面市ボートレース事業の設置等に関する条例」に、「競艇事業」を「ボートレース事業」に改める。

第四条中「競艇事業管理者」を「ボートレース事業管理者」に改める。

(箕面市競艇企業職員定数条例の一部改正)

第九条 箕面市競艇企業職員定数条例(令和二年箕面市条例第三十二号)の一部を次のように改正する。

題名中「競艇企業職員」を「ボートレース企業職員」に改める。

第一条中「箕面市競艇企業職員の給与の種類及び基準に関する条例」を「箕面市ボートレース企業職員の給与の種類及び基準に関する条例」に改める。

(箕面市報酬及び費用弁償条例の一部改正)

第十条 箕面市報酬及び費用弁償条例(昭和二十九年箕面市条例第十号)の一部を次のように改正する。

第八条中「競艇事業管理者」を「ボートレース事業管理者」に改める。

別表十五の項中「競艇運営審議会」を「ボートレース事業運営審議会」に改める。

(箕面市特別職の職員の給与に関する条例等の一部改正)

第十一条 次に掲げる条例の規定中「競艇事業管理者」を「ボートレース事業管理者」に改める。

一 箕面市特別職の職員の給与に関する条例(昭和三十五年箕面市条例第十四号)第一条第五号及び別表

二 箕面市防災会議条例(昭和三十八年箕面市条例第四号)第三条第五項第八号

三 箕面市職員旅費条例(昭和四十八年箕面市条例第九号)別表一の項

四 箕面市特別職の職員の退職手当に関する条例(平成元年箕面市条例第二十号)第一条及び第三条第一項第五号

五 箕面市情報公開条例(平成十七年箕面市条例第二号)第二条第一号

六 箕面市暴力団排除条例(平成二十六年箕面市条例第四十四号)第十

八条

七 箕面市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和四年箕面市条例 第 号）第二条第二項

（箕面市情報システムの管理運営に関する条例の一部改正）

第十二条 箕面市情報システムの管理運営に関する条例（平成十六年箕面市条例第七号）の一部を次のように改正する。

第二条第五号中「競艇事業管理者」を「ボートレース事業管理者」に改める。

第三条中「競艇事業局」を「ボートレース事業局」に改める。

（箕面市職員の厚生制度に関する条例の一部改正）

第十三条 箕面市職員の厚生制度に関する条例（平成十八年箕面市条例第一号）の一部を次のように改正する。

第二条第三号中「箕面市競艇企業職員の給与の種類及び基準に関する条例」を「箕面市ボートレース企業職員の給与の種類及び基準に関する条例」に改める。

（箕面市財政運営基本条例の一部改正）

第十四条 箕面市財政運営基本条例（平成二十六年箕面市条例第一号）の一部を次のように改正する。

第二十三条第一項第一号中「競艇事業繰入金（箕面市競艇事業）」を「ボートレース事業会計繰入金（箕面市ボートレース事業の設置等に関する条例（令和二年箕面市条例第三十一号）第一条に規定するボートレース事業）」に改め、同条第二項及び第三項中「競艇事業繰入金」を「ボートレース事業会計繰入金」に改める。

附 則

この条例は、令和五年四月一日から施行する。

(提案理由)

競艇事業の呼称を変更し、関係規定を整備するため、本条例を制定するものである。

第 9 4 号議案

住之江競艇施行者協議会規約の変更に関する協議の件

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 5 2 条の 6 の規定により、住之江競艇施行者協議会規約を別紙のとおり変更することについて大阪府都市競艇企業団と協議する。

令和 4 年 1 1 月 3 0 日提出

箕面市長 上 島 一 彦

（提案理由）

住之江競艇施行者協議会規約を変更するに当たり、大阪府都市競艇企業団と協議するため、地方自治法第 2 5 2 条の 6 の規定によりその例によることとされる同法第 2 5 2 条の 2 の 2 第 3 項本文の規定により提案するものである。

別紙

住之江競艇施行者協議会規約の一部を変更する規約

住之江競艇施行者協議会規約の一部を次のように変更する。

題名を次のように改める。

住之江ボートレース施行者協議会規約

第一条中「住之江競艇場」を「住之江競走場」に改める。

第二条中「住之江競艇施行者協議会」を「住之江ボートレース施行者

協議会」に改める。

第三条第一号を次のように改める。

一 大阪府都市ボートレース企業団

第五条中「住之江競艇場」を「住之江競走場」に改める。

第十七条第一項中「大阪府都市競艇企業団」を「大阪府都市ボート

レース企業団」に改める。

附 則

この規約は、令和五年四月一日から施行する。

第95号議案

令和4年度箕面市一般会計補正予算（第9号）

令和4年度箕面市の一般会計の補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,040,081千円を追加し、歳入歳出それぞれ68,718,581千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の変更は、「第3表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の変更は、「第4表 地方債補正」による。

令和4年11月30日提出

箕面市長 上 島 一 彦

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
13 分担金及び負担金		1,083,925	12,529	1,096,454
	1 負担金	1,068,849	12,529	1,081,378
14 使用料及び手数料		655,200	3,216	658,416
	2 手数料	319,923	3,216	323,139
15 国庫支出金		16,553,798	249,107	16,802,905
	2 国庫補助金	2,933,942	7,067	2,941,009
	4 国庫交付金	5,588,653	242,040	5,830,693
16 府支出金		6,974,429	7,595	6,982,024
	2 府補助金	3,006,481	7,595	3,014,076
19 繰入金		3,442,681	1,303,599	4,746,280
	1 基金繰入金	3,442,681	1,303,599	4,746,280
20 繰越金		293,337	233,996	527,333
	1 繰越金	293,337	233,996	527,333
21 諸収入		5,055,622	39	5,055,661
	5 雑入	1,214,500	39	1,214,539
22 市債		3,630,300	230,000	3,860,300
	1 市債	3,630,300	230,000	3,860,300
歳入合計		66,678,500	2,040,081	68,718,581

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1 議会費		438,848	△730	438,118
	1 議会費	438,848	△730	438,118
2 総務費		6,458,396	32,307	6,490,703
	1 総務管理費	5,373,050	30,022	5,403,072
	2 徴税費	425,914	△2,265	423,649
	3 戸籍住民基本台帳費	403,097	3,195	406,292
	4 選挙費	205,917	1,316	207,233
	5 統計調査費	26,686	△171	26,515
	6 監査委員費	23,732	210	23,942
3 民生費		25,827,631	129,138	25,956,769
	1 社会福祉費	7,004,632	74,555	7,079,187
	2 児童福祉費	11,650,545	33,504	11,684,049
	3 生活保護費	2,507,633	6,086	2,513,719
	4 国民健康保険費	1,227,041	9,726	1,236,767
	5 介護保険費	1,727,997	4,982	1,732,979
	6 後期高齢者医療費	1,709,783	285	1,710,068
4 衛生費		4,992,791	111,049	5,103,840
	1 保健衛生費	2,568,196	82,672	2,650,868
	2 清掃費	1,957,932	4,023	1,961,955
	3 市民医療総合施設対策費	462,886	24,354	487,240
5 労働費		66,757	235	66,992
	1 労働諸費	66,757	235	66,992
6 農林水産業費		150,990	671	151,661
	1 農業費	141,090	671	141,761
7 商工費		315,505	102,822	418,327
	1 商工費	243,391	102,822	346,213
8 土木費		13,074,421	32,363	13,106,784
	1 土木管理費	1,004,757	20,578	1,025,335
	4 都市計画費	10,496,319	11,334	10,507,653
	5 住宅費	363,850	451	364,301
9 消防費		1,663,382	19,174	1,682,556
	1 消防費	1,663,382	19,174	1,682,556
10 教育費		5,964,961	300,086	6,265,047

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
	1 教育総務費	1,602,871	274,724	1,877,595
	2 小学校費	905,418	10,465	915,883
	3 中学校費	622,274	7,799	630,073
	4 幼稚園費	199,861	6,388	206,249
	5 社会教育費	1,037,598	710	1,038,308
12 公債費		6,943,623	1,197,823	8,141,446
	1 公債費	6,943,623	1,197,823	8,141,446
13 諸支出金		711,195	115,143	826,338
	1 諸費	439,219	115,143	554,362
歳出合計		66,678,500	2,040,081	68,718,581

第 2 表 繰越明許費補正

款	項	補 正 前		補 正 後	
		事業名	金額	事業名	金額
2 総務費	1 総務管理費		千円	旧教育センター改修事業	千円 18,000
7 商工費	1 商工費			物価高騰対応市緊急支援事業 (箕面営業)	100,000

第 3 表 債務負担行為補正

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
多文化交流センター 管理運営事業			令和4年度から令和9年度	353,000 千円
多世代交流センター 管理運営事業			令和4年度から令和14年度	544,000 千円
桜井・牧落駐輪場 管理運営事業			令和4年度から令和9年度	93,535 千円
みのおサンプルザ 1号館建替推進事業			令和4年度から令和7年度	2,796,000 千円
文化・交流センター 管理運営事業			令和4年度から令和5年度	34,834 千円
総合運動場 管理運営事業			令和4年度から令和14年度	860,000 千円

第 4 表 地方債補正

起債の目的	補正区分	限度額	起債の方法	利率	償還の方法				
					資金区分	償還期間	据置期間	償還の方法	その他
義務教育施設整備事業	補正前	千円		%以内		年以内	年以内		
	補正後	230,000	普通貸借又は証券発行	4 (注)	政府 その他	25	5	半年賦又は年賦、元利均等又は元金均等	必要に応じて繰上償還することができる。

(注) ただし、利率見直し方式による借入れを行う場合、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率

令和4年度
(2022年度)

箕面市一般会計補正予算（第9号）説明書

歳入歳出予算事項別明細書

1 総括
歳入

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
1 市 税	23,930,000	0	23,930,000
2 地 方 譲 与 税	261,000	0	261,000
3 利 子 割 交 付 金	36,000	0	36,000
4 配 当 割 交 付 金	168,000	0	168,000
5 株式等譲渡所得割交付金	97,000	0	97,000
6 法 人 事 業 税 交 付 金	234,000	0	234,000
7 地 方 消 費 税 交 付 金	2,520,000	0	2,520,000
8 環 境 性 能 割 交 付 金	44,000	0	44,000
9 ゴルフ場利用税交付金	1,200	0	1,200
10 地 方 特 例 交 付 金	158,000	0	158,000
11 地 方 交 付 税	1,300,000	0	1,300,000
12 交通安全対策特別交付金	20,000	0	20,000
13 分 担 金 及 び 負 担 金	1,083,925	12,529	1,096,454
14 使 用 料 及 び 手 数 料	655,200	3,216	658,416
15 国 庫 支 出 金	16,553,798	249,107	16,802,905
16 府 支 出 金	6,974,429	7,595	6,982,024
17 財 産 収 入	199,243	0	199,243
18 寄 附 金	20,765	0	20,765
19 繰 入 金	3,442,681	1,303,599	4,746,280
20 繰 越 金	293,337	233,996	527,333
21 諸 収 入	5,055,622	39	5,055,661
22 市 債	3,630,300	230,000	3,860,300
歳 入 合 計	66,678,500	2,040,081	68,718,581

歳 出

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
1 議会費	438,848	△730	438,118
2 総務費	6,458,396	32,307	6,490,703
3 民生費	25,827,631	129,138	25,956,769
4 衛生費	4,992,791	111,049	5,103,840
5 労働費	66,757	235	66,992
6 農林水産業費	150,990	671	151,661
7 商工費	315,505	102,822	418,327
8 土木費	13,074,421	32,363	13,106,784
9 消防費	1,663,382	19,174	1,682,556
10 教育費	5,964,961	300,086	6,265,047
11 災害復旧費	20,000	0	20,000
12 公債費	6,943,623	1,197,823	8,141,446
13 諸支出金	711,195	115,143	826,338
14 予備費	50,000	0	50,000
歳出合計	66,678,500	2,040,081	68,718,581

補正額の財源内訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国府支出金	地 方 債	そ の 他	
千円	千円	千円	千円
0	0	0	△730
0	0	0	32,307
101,477	0	0	27,661
83,840	0	12,177	15,032
0	0	0	235
0	0	0	671
71,385	0	0	31,437
0	0	0	32,363
0	0	352	18,822
0	230,000	0	70,086
0	0	0	0
0	0	1,197,823	0
0	0	39	115,104
0	0	0	0
256,702	230,000	1,210,391	342,988

2 歳 入

(款) 13 分担金及び負担金

(項) 1 負担金

科 目		補正前の額	補正額	計
款	項			
13	分担金及び負担金	千円 1,083,925	千円 12,529	千円 1,096,454
	1 負担金	1,068,849	12,529	1,081,378
	3 衛生費負担金	123,167	12,177	135,344
	4 消防費負担金	385,465	352	385,817
14	使用料及び手数料	655,200	3,216	658,416
	2 手数料	319,923	3,216	323,139
	1 総務手数料	51,334	3,216	54,550
15	国庫支出金	16,553,798	249,107	16,802,905
	2 国庫補助金	2,933,942	7,067	2,941,009
	2 民生費国庫補助金	1,743,204	7,067	1,750,271
	4 国庫交付金	5,588,653	242,040	5,830,693
	1 総務費国庫交付金	592,623	242,040	834,663
16	府支出金	6,974,429	7,595	6,982,024
	2 府補助金	3,006,481	7,595	3,014,076
	2 民生費府補助金	769,506	7,595	777,101
19	繰入金	3,442,681	1,303,599	4,746,280
	1 基金繰入金	3,442,681	1,303,599	4,746,280
	10 財政調整基金繰入金	497,374	105,776	603,150
	11 北大阪急行南北線延伸整備基金繰入金	1,795,473	1,197,823	2,993,296
20	繰越金	293,337	233,996	527,333

節		区 分	金 額	説 明
1	保健衛生費負担金		12,177	1 豊能広域子ども急病センター運営費負担金 補正後 74,304,000円－補正前 62,127,000円
1	消防費負担金		352	3 豊能町消防事務受託負担金 補正後 299,214,000円－補正前 298,862,000円
3	戸籍住民基本台帳手数料		3,216	1 戸籍手数料 補正後 9,513,000円－補正前 8,811,000円 2 住民基本台帳手数料 補正後 18,817,000円－補正前 17,159,000円 3 印鑑登録証明手数料 補正後 12,148,000円－補正前 11,292,000円
4	国民健康保険費補助金		7,067	1 社会保障・税番号制度システム整備費等補助金 7,067×10/10=7,067
1	総務管理費交付金		242,040	1 地方創生臨時交付金 補正後 829,470,000円－補正前 587,430,000円
2	児童福祉費補助金		7,595	1 安心子ども基金特別対策事業費補助金 補正後 47,610,000円－補正前 40,015,000円
1	財政調整基金繰入金		105,776	1 財政調整基金繰入金 補正後 603,150,000円－補正前 497,374,000円
1	北大阪急行南北線延伸整備基金繰入金		1,197,823	1 北大阪急行南北線延伸整備基金繰入金 補正後 2,993,296,000円－補正前 1,795,473,000円

(款) 20 繰越金
(項)

(款) 20 繰越金

(項) 1 繰越金

科 目			補正前の額	補正額	計
款	項	目			
20	1	繰越金	千円 293,337	千円 233,996	千円 527,333
		1 前年度繰越金	293,337	233,996	527,333
21		諸収入	5,055,622	39	5,055,661
	5	雑収入	1,214,500	39	1,214,539
		3 雑収入	370,749	39	370,788
22		市債	3,630,300	230,000	3,860,300
	1	市債	3,630,300	230,000	3,860,300
		5 教育債	14,700	230,000	244,700

節		説明	金額
区分	金額		
	千円		千円
1 前年度繰越金	233,996	1 前年度繰越金 補正後 527,333,000円－補正前 293,337,000円	233,996
2 雑収入	39	65 地域密着型サービス拠点整備費補助金返還金	39
1 小学校事業債	149,700	10 小学校施設環境改善事業債	149,700
2 中学校事業債	80,300	10 中学校施設環境改善事業債	80,300

(款) 22 市債
(項) 1 市債

3 歳 出

(款) 1 議会費

(項) 1 議会費

科 目			補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳
款	項	目				
1	議	会 費	千円 438,848	千円 △730	千円 438,118	千円 一般財源 △730
	1	議 会 費	438,848	△730	438,118	一般財源 △730
		1 議 会 費	438,848	△730	438,118	一般財源 △730
2	総	務 費	6,458,396	32,307	6,490,703	一般財源 32,307
	1	総 務 管 理 費	5,373,050	30,022	5,403,072	一般財源 30,022
		1 一 般 管 理 費	3,063,179	12,022	3,075,201	一般財源 12,022

節		説 明
区 分	金 額	
	千円	千円
2	給 料	△1,882
3	職 員 手 当 等	1,233
4	共 済 費	△81
		1 人件費（議会費）【人事室】 △2,433
		2 給 料 △1,882
		2 一 般 職 給 一般職給 △1,882 △1,882
		3 職員手当等 △470
		3 管理職手当 △260
		4 地 域 手 当 △237
		9 時間外及び休日勤務手当 27
		4 共 済 費 △81
		3 職員共済組合負担金 △103
		7 社会保険料 37
		11 協会けんぽ負担金 △15
		2 議員報酬等関係事業【議会事務局総務室】 1,703
		3 職員手当等 1,703
		1 議員期末手当 1,703
1	報 酬	1,388
		1 人件費（特別職給与）【人事室】 346
		3 職員手当等 346
		11 期末勤勉手当 346
		2 人件費（一般管理費）【人事室】 △26,154
		2 給 料 △10,979
		2 一 般 職 給 一般職給 △10,979 △10,979
		3 職員手当等 △5,202
		2 扶養手当 △321
		3 管理職手当 1,113
		4 地 域 手 当 △2,197
		9 時間外及び休日勤務手当 336
		10 住居手当 △1,357
		14 児童手当 △2,776
		4 共 済 費 △9,973
		3 職員共済組合負担金 △10,107
		7 社会保険料 190
		11 協会けんぽ負担金 △56
		4 人件費（雇用保険料）【人事室】 △361
		4 共 済 費 △361

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

科 目			補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円	補正額の財源内訳 千円
款	項	目				
2	1	1 [一般管理費]				
		5 財産管理費	332,179	18,000	350,179	一般財源 18,000
	2	徴 税 費	425,914	△2,265	423,649	一般財源 △2,265
		1 徴税総務費	317,943	△2,265	315,678	一般財源 △2,265

節		説 明	千円
区 分	金 額 千円		
		7 社会保険料	△361
		5 人件費(地公災負担金)【人事室】	△123
		4 共 済 費	△123
		6 地公災負担金	△123
		38 行政不服審査制度等運営事業【行政不服審査室】	1,500
		1 報 酬	1,388
		3 非常勤職員報酬	1,388
		いじめ重大事態再調査委員会委員	1,388
		8 旅 費	48
		1 費用弁償	40
		2 普通旅費	8
		11 役 務 費	56
		1 通信運搬費	10
		4 筆耕翻訳料	46
		13 使用料及び賃借料	8
		1 使 用 料	8
		45 ふるさと寄附金推進事業【箕面営業室】	36,814
		7 報 償 費	19,431
		1 報 償 金	19,431
		ふるさと寄附金謝礼品	19,431
		10 需 用 費	△22
		4 印刷製本費	△22
		諸用紙他	△22
		11 役 務 費	1,159
		3 手 数 料	1,159
		12 委 託 料	965
		1 委 託 料	965
		グリーティングカード制作委託	△11
		ふるさと寄附金運営事務委託	976
		13 使用料及び賃借料	15,281
		1 使 用 料	15,281
	12 委 託 料	54 旧教育センター改修事業【営繕室】	18,000
		12 委 託 料	18,000
		1 委 託 料	18,000
		実施設計委託	18,000
	2 給 料	1 人件費(徴税総務費)【人事室】	△2,265
		2 給 料	△1,920
		2 一 般 職 給	△1,920
		一般職給	△1,920
		3 職員手当等	△598
		4 地 域 手 当	△180
	3 職 員 手 当 等		
	4 共 済 費		

(款) 2 総務費
(項) 2 徴税費

(款) 2 総務費

(項) 2 徴税費

科 目			補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円	補正額の財源内訳 千円
款	項	目				
2	2	1 [徴税総務費]				
	3	戸籍住民基本台帳費	403,097	3,195	406,292	一般財源 3,195
		1 戸籍住民基本台帳費	403,097	3,195	406,292	一般財源 3,195
	4	選挙費	205,917	1,316	207,233	一般財源 1,316
		1 選挙管理委員会費	52,913	1,316	54,229	一般財源 1,316
	5	統計調査費	26,686	△171	26,515	一般財源 △171
		1 統計調査総務費	24,789	△171	24,618	一般財源 △171
	6	監査委員費	23,732	210	23,942	一般財源 210
		1 監査委員費	23,732	210	23,942	一般財源 210

節		説 明	千円
区 分	金 額		
		9 時間外及び休日勤務手当	△533
		10 住居手当	115
		4 共 済 費	253
		3 職員共済組合負担金	253
2	給 料	1 人件費（戸籍住民基本台帳費）【人事室】	1,370
		2 給 料	430
		2 一般職給	430
		一般職給	430
		3 職員手当等	766
		4 地域手当	50
		9 時間外及び休日勤務手当	20
		11 期末勤勉手当	696
		4 共 済 費	174
		3 職員共済組合負担金	174
		3 コンビニ交付システム管理運営事業【窓口課】	1,825
		12 委 託 料	1,825
		1 委 託 料	1,825
		システム保守委託他	1,825
2	給 料	1 人件費（選挙管理委員会費）【人事室】	1,316
		2 給 料	653
		2 一般職給	653
		一般職給	653
		3 職員手当等	481
		4 地域手当	79
		5 通勤手当	8
		9 時間外及び休日勤務手当	18
		11 期末勤勉手当	301
		14 児童手当	75
		4 共 済 費	182
		3 職員共済組合負担金	182
		1 人件費（統計調査総務費）【人事室】	△171
		4 共 済 費	△171
		3 職員共済組合負担金	17
		7 社会保険料	△160
		11 協会けんぽ負担金	△28
3	職員手当等	1 人件費（監査委員費）【人事室】	210
		3 職員手当等	191

(款) 2 総務費
(項) 6 監査委員費

(款) 2 総務費

(項) 6 監査委員費

科 目			補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円	補正額の財源内訳 千円
款	項	目				
2	6	1 [監査委員費]				
3	民 生 費		25,827,631	129,138	25,956,769	国庫支出金 93,882 府支出金 7,595 一般財源 27,661
	1 社会福祉費		7,004,632	74,555	7,079,187	国庫支出金 66,801 一般財源 7,754
	1 社会福祉総務費		1,175,484	7,754	1,183,238	一般財源 7,754
	6 老人福祉費		153,660	53,153	206,813	国庫支出金 53,153
	8 障害福祉費		3,600,692	13,648	3,614,340	国庫支出金 13,648
	2 児童福祉費		11,650,545	33,504	11,684,049	国庫支出金 20,014 府支出金 7,595 一般財源 5,895
	1 児童福祉総務費		4,881,258	3,866	4,885,124	国庫支出金 3,866

節		説 明	千円
区 分	金 額		
4 共 済 費	19	11 期末勤勉手当 4 共 済 費 3 職員共済組合負担金	191 19 19
2 給 料	2,340	1 人件費(社会福祉総務費)【人事室】 2 給 料	7,754 2,340
3 職 員 手 当 等	4,070	2 一 般 職 給 一般職給	2,340 2,340
4 共 済 費	1,344	3 職員手当等 4 地 域 手 当 9 時間外及び休日勤務手当 11 期末勤勉手当 4 共 済 費	4,070 279 391 3,400 1,344
10 需 用 費	214	3 職員共済組合負担金 7 社会保険料	1,031 313
11 役 務 費	240	58 物価高騰対応市緊急支援事業(高齢福祉)【高齢福祉室】 10 需 用 費	53,153 214
12 委 託 料	3,223	1 消 耗 品 費 4 印刷製本費 封筒他	80 134 134
18 負 担 金 補 助 及 び 交 付 金	49,476	11 役 務 費 1 通 信 運 搬 費	240 240
		12 委 託 料 1 委 託 料 人材派遣委託	3,223 3,223 3,223
		18 負 担 金 補 助 及 び 交 付 金 3 交 付 金 物価高騰対応支援金	49,476 49,476 49,476
18 負 担 金 補 助 及 び 交 付 金	13,648	58 物価高騰対応市緊急支援事業(障害福祉)【障害福祉室】 18 負 担 金 補 助 及 び 交 付 金	13,648 13,648
		3 交 付 金 物価高騰対応支援金	13,648 13,648
10 需 用 費	8	66 物価高騰対応市緊急支援事業(子どもすこやか) 【総合保健福祉センター分室】 10 需 用 費	3,866 8
11 役 務 費	11	1 消 耗 品 費	6
12 委 託 料	1,075	4 印 刷 製 本 費 封筒	2 2

(款) 3 民生費

(項) 2 児童福祉費

(款) 3 民生費

(項) 2 児童福祉費

科 目			補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円	補正額の財源内訳 千円
款	項	目				
3	2	1 [児童福祉総務費]				
		2 児童福祉施設費	5,044,650	24,693	5,069,343	国庫支出金 16,148 府支出金 7,595 一般財源 950
		3 保育所費	779,974	4,945	784,919	一般財源 4,945
3		生活保護費	2,507,633	6,086	2,513,719	一般財源 6,086
		1 生活保護総務費	208,995	6,086	215,081	一般財源 6,086

節		説 明	千円
区 分	金 額 千円		
18	負担金補助及び交付金	2,772	11 役務費 11 1 通信運搬費 11 12 委託料 1,075 1 委託料 1,075 人材派遣委託 1,075 18 負担金補助及び交付金 2,772 3 交付金 2,772 物価高騰対応支援金 2,772
18	負担金補助及び交付金	24,693	55 民間保育所整備費補助事業【保育幼稚園利用室】 8,545 18 負担金補助及び交付金 8,545 2 補助金 8,545 民間保育所整備費補助金 8,545 67 物価高騰対応市緊急支援事業（保育幼稚園利用） 16,148 【保育幼稚園利用室】 18 負担金補助及び交付金 16,148 3 交付金 16,148 物価高騰対応支援金 16,148
2	給料	1,770	1 人件費（保育所費）【人事室】 4,945 2 給料 1,770 2 一般職給 1,770 一般職給 1,770
3	職員手当等	2,455	3 職員手当等 2,455 3 管理職手当 310 4 地域手当 212 5 通勤手当 356 9 時間外及び休日勤務手当 △623 11 期末勤勉手当 2,200
4	共 済 費	720	4 共 済 費 720 3 職員共済組合負担金 739 7 社会保険料 193 11 協会けんぽ負担金 △212
2	給料	2,600	1 人件費（生活保護総務費）【人事室】 6,086 2 給料 2,600 2 一般職給 2,600 一般職給 2,600
3	職員手当等	3,014	3 職員手当等 3,014 2 扶養手当 93 4 地域手当 322 5 通勤手当 379 9 時間外及び休日勤務手当 139 11 期末勤勉手当 1,811 14 児童手当 270
4	共 済 費	472	4 共 済 費 472

(款) 3 民生費

(項) 3 生活保護費

(款) 3 民生費

(項) 3 生活保護費

科 目			補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円	補正額の財源内訳 千円	
款	項	目				国庫支出金	一般財源
3	3	1 [生活保護総務費]					
	4	国民健康保険費	1,227,041	9,726	1,236,767	7,067	2,659
		1 国民健康保険費	1,227,041	9,726	1,236,767	7,067	2,659
	5	介護保険費	1,727,997	4,982	1,732,979		4,982
		1 介護保険費	1,727,997	4,982	1,732,979		4,982
	6	後期高齢者医療費	1,709,783	285	1,710,068		285
		1 後期高齢者医療費	1,709,783	285	1,710,068		285
4		衛生費	4,992,791	111,049	5,103,840	12,177	83,840
		1 保健衛生費	2,568,196	82,672	2,650,868	83,840	△1,168

節		説 明	千円
区 分	金 額		
		3 職員共済組合負担金	472
1	報 酬	1 特別会計国民健康保険事業費繰出金(経常)【国民健康保険室】	2,659
		27 繰 出 金	2,659
4	共 済 費	3 特別会計国民健康保険事業費繰出金 職員給与費等繰出	2,659
8	旅 費	51 マイナ保険証普及促進事業【国民健康保険室】	7,067
10	需 用 費	1 報 酬	3,585
		5 会計年度任用職員報酬 事務補助員	3,585
12	委 託 料	4 共 済 費	632
		3 職員共済組合負担金	229
		7 社会保険料	403
13	使 用 料 及 び 賃 借 料	8 旅 費	290
		1 費用弁償	290
27	繰 出 金	10 需 用 費	2,232
		1 消耗品費	1,982
		4 印刷製本費 啓発チラシ	250
		12 委 託 料	260
		1 委 託 料 ラジオ放送委託	260
		13 使用料及び賃借料	68
		2 賃 借 料 事務機器借上料	68
27	繰 出 金	1 特別会計介護保険事業費繰出金(経常)【介護・医療・年金室】	4,982
		27 繰 出 金	4,982
		5 特別会計介護保険事業費繰出金 職員給与費等繰出 地域支援事業費繰出	4,982
			1,342
			3,640
27	繰 出 金	3 特別会計後期高齢者医療事業費繰出金【介護・医療・年金室】	285
		27 繰 出 金	285
		9 特別会計後期高齢者医療事業費繰出金 職員給与費等繰出	285

(款) 4 衛生費
(項) 1 保健衛生費

(款) 4 衛生費

(項) 1 保健衛生費

科 目			補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳	
款	項	目				千円	千円
4	1	1 保健衛生総務費	395,561	82,672	478,233	国庫支出金	83,840
						一般財源	△1,168
	2	清 掃 費	1,957,932	4,023	1,961,955	一般財源	4,023
		1 清掃総務費	503,830	4,023	507,853	一般財源	4,023
	3	市民医療総合施設対策費	462,886	24,354	487,240	分担金及び負担金	12,177
						一般財源	12,177
		1 市民医療総合施設対策費	126,987	24,354	151,341	分担金及び負担金	12,177
						一般財源	12,177
5		労 働 費	66,757	235	66,992	一般財源	235
	1	労 働 諸 費	66,757	235	66,992	一般財源	235
		1 労働対策費	28,829	235	29,064	一般財源	235

節		説 明	千円
区 分	金 額		
2	給 料	1 人件費(保健衛生総務費)【人事室】	△1,168
		2 給 料	△2,788
		2 一般職給	△2,788
		一般職給	△2,788
3	職 員 手 当 等	3 職員手当等	1,434
		4 地域手当	△722
		5 通勤手当	153
		9 時間外及び休日勤務手当	350
		11 期末勤勉手当	1,653
		4 共 済 費	186
		3 職員共済組合負担金	323
		7 社会保険料	48
		11 協会けんぽ負担金	△185
		53 物価高騰対応市緊急支援事業(地域保健)【地域保健室】	83,840
		18 負担金補助及び交付金	83,840
		3 交 付 金	83,840
		物価高騰対応支援金	83,840
2	給 料	1 人件費(清掃総務費)【人事室】	4,023
		2 給 料	400
		2 一般職給	400
		一般職給	400
3	職 員 手 当 等	3 職員手当等	3,250
		4 地域手当	50
		5 通勤手当	132
		9 時間外及び休日勤務手当	118
		11 期末勤勉手当	2,950
		4 共 済 費	373
		3 職員共済組合負担金	373
18	負 担 金 補 助 及 び 交 付 金	50 医療保健センター管理運営事業(臨時)【地域保健室】	24,354
		18 負担金補助及び交付金	24,354
		2 補 助 金	24,354
		豊能広域こども急病センター管理運営補助	24,354
		金	
2	給 料	1 人件費(労働対策費)【人事室】	235
		2 給 料	121
		2 一般職給	121
		一般職給	121

(款) 5 労働費
(項) 1 労働諸費

(款) 5 労働費

(項) 1 労働諸費

科 目			補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円	補正額の財源内訳 千円	
款	項	目					
5	1	1 [労働対策費]					
6		農 林 水 産 業 費	150,990	671	151,661	一般財源	671
	1	農 業 費	141,090	671	141,761	一般財源	671
		1 農業委員会費	42,667	378	43,045	一般財源	378
		2 農業総務費	33,381	293	33,674	一般財源	293
7		商 工 費	315,505	102,822	418,327	国庫支出金 一般財源	71,385 31,437
	1	商 工 費	243,391	102,822	346,213	国庫支出金 一般財源	71,385 31,437
		1 商工総務費	102,494	2,822	105,316	一般財源	2,822

節		説 明	千円
区 分	金 額		
4	共 済 費	3 職員手当等	100
		2 扶養手当	△60
		4 地域手当	10
		9 時間外及び休日勤務手当	2
		11 期末勤勉手当	148
		4 共 済 費	14
		3 職員共済組合負担金	14
2	給 料	1 人件費(農業委員会費)【人事室】	378
		2 給 料	72
		2 一般職給	72
		一般職給	72
		3 職員手当等	272
		4 地域手当	9
		11 期末勤勉手当	263
		4 共 済 費	34
		3 職員共済組合負担金	26
		7 社会保険料	24
		11 協会けんぽ負担金	△16
2	給 料	1 人件費(農業総務費)【人事室】	293
		2 給 料	72
		2 一般職給	72
		一般職給	72
		3 職員手当等	189
		4 地域手当	8
		11 期末勤勉手当	181
		4 共 済 費	32
		3 職員共済組合負担金	32
2	給 料	1 人件費(商工総務費)【人事室】	2,822
		2 給 料	162
		2 一般職給	162
		一般職給	162
		3 職員手当等	2,561
		4 地域手当	20
		9 時間外及び休日勤務手当	491
		11 期末勤勉手当	2,050
		4 共 済 費	99
		3 職員共済組合負担金	99

(款) 7 商工費

(項) 1 商工費

(款) 7 商工費

(項) 1 商工費

科 目			補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円	補正額の財源内訳 千円	
款	項	目				国庫支出金	一般財源
7	1	2 商工業振興費	140,897	100,000	240,897	71,385	28,615
8		土 木 費	13,074,421	32,363	13,106,784		32,363
	1	土 木 管 理 費	1,004,757	20,578	1,025,335		20,578
		1 土 木 総 務 費	988,203	20,578	1,008,781		20,578
	4	都 市 計 画 費	10,496,319	11,334	10,507,653		11,334
		2 公 園 維 持 費	872,492	11,334	883,826		11,334
	5	住 宅 費	363,850	451	364,301		451
		1 住 宅 管 理 費	363,850	451	364,301		451
9		消 防 費	1,663,382	19,174	1,682,556	352	18,822

節		説 明	千円
区 分	金 額		
12	委 託 料	62 物価高騰対応市緊急支援事業（箕面営業）【箕面営業室】	100,000
		12 委 託 料	10,000
		1 委 託 料	10,000
		生活者支援業務実施委託	10,000
		18 負担金補助及び交付金	90,000
		1 負 担 金	90,000
		ポイント還元事業費	90,000
2	給 料	1 人件費（土木総務費）【人事室】	20,578
		2 給 料	8,051
		2 一 般 職 給	8,051
		一般職給	8,051
3	職 員 手 当 等	3 職 員 手 当 等	10,869
		2 扶 養 手 当	271
		4 地 域 手 当	945
		5 通 勤 手 当	138
		9 時間外及び休日勤務手当	1,258
		10 住 居 手 当	87
		11 期 末 勤 勉 手 当	8,075
		14 児 童 手 当	95
		4 共 済 費	1,658
		3 職 員 共 済 組 合 負 担 金	1,250
		7 社 会 保 険 料	1,237
		11 協 会 け ん ぽ 負 担 金	△829
14	工 事 請 負 費	51 公園リニューアル事業【公園緑地室】	11,334
		14 工 事 請 負 費	11,334
		1 工 事 請 負 費	11,334
		公園リニューアル工事	2,101
		トイレ改修工事	9,233
11	役 務 費	53 市営住宅管理運営事業（臨時）【営繕室】	451
		11 役 務 費	307
		1 通 信 運 搬 費	1
		2 広 告 料	5
		3 手 数 料	301
		12 委 託 料	144
		1 委 託 料	144
		住宅明渡執行業務委託	144

(款) 9 消防費
(項)

(款) 9 消防費

(項) 1 消防費

科 目		補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円	補 正 額 の 財 源 内 訳 千円
款	項				
9	1 消 防 費	1,663,382	19,174	1,682,556	分担金及び負担金 352 一般財源 18,822
	1 常 備 消 防 費	1,506,744	19,174	1,525,918	分担金及び負担金 352 一般財源 18,822
10	教 育 費	5,964,961	300,086	6,265,047	市債 230,000 一般財源 70,086
	1 教 育 総 務 費	1,602,871	274,724	1,877,595	市債 230,000 一般財源 44,724
	2 事 務 局 費	968,340	18,635	986,975	一般財源 18,635
	3 教 育 指 導 費	523,985	420	524,405	一般財源 420

節		説 明
区 分	金 額 千円	
2 給 料	2,026	1 人件費(常備消防費)【人事室】 16,818
3 職 員 手 当 等	11,697	2 給 料 2,026 2 一般職給 2,026 一般職給
4 共 済 費	3,095	3 職員手当等 11,697 2 扶養手当 334 4 地域手当 533 5 通勤手当 22 9 時間外及び休日勤務手当 842 11 期末勤勉手当 9,966
10 需 用 費	2,356	4 共 済 費 3,095 3 職員共済組合負担金 3,409 11 協会けんぽ負担金 △314
		36 常備消防車両管理事業【警防第二室】 2,356
		10 需 用 費 2,356 2 燃 料 費 2,356
2 給 料	4,343	1 人件費(事務局費)【人事室】 18,538
3 職 員 手 当 等	9,315	2 給 料 4,343 2 一般職給 4,343 一般職給
4 共 済 費	4,977	3 職員手当等 9,218 4 地域手当 546 5 通勤手当 292 9 時間外及び休日勤務手当 246 11 期末勤勉手当 7,629 14 児童手当 505
		4 共 済 費 4,977 3 職員共済組合負担金 2,375 7 社会保険料 3,377 11 協会けんぽ負担金 △775
		2 人件費(教育長給与)【人事室】 97
		3 職員手当等 97 11 期末勤勉手当 97
7 報 償 費	90	56 小中一貫教育推進計画検討事業【学校教育室】 420
8 旅 費	330	7 報 償 費 90 1 報 償 金 90 小中一貫教育推進計画検討会議構成員謝礼 90
		8 旅 費 330

(款) 10 教育費
(項) 1 教育総務費

(款) 10 教育費

(項) 1 教育総務費

科 目			補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円	補正額の財源内訳 千円
款	項	目				
10	1	3 [教育指導費]				
		8 学校共通施設費	0	255,669	255,669	市債 230,000 一般財源 25,669
	2	小学校費	905,418	10,465	915,883	一般財源 10,465
		1 学校管理費	777,086	10,465	787,551	一般財源 10,465
	3	中学校費	622,274	7,799	630,073	一般財源 7,799
		1 学校管理費	524,455	7,799	532,254	一般財源 7,799
	4	幼稚園費	199,861	6,388	206,249	一般財源 6,388
		1 幼稚園費	199,861	6,388	206,249	一般財源 6,388

節		説 明	千円
区 分	金 額 千円		
		1 費用弁償	150
		3 特別旅費	180
14	工事請負費	50 新型コロナウイルス緊急対策事業(学校施設管理)	255,669
		【学校施設管理室】	
		14 工事請負費	255,669
		1 工事請負費	255,669
		太陽光発電設置・屋上防水工事	255,669
2	給 料	1 人件費(小学校・学校管理費)【人事室】	10,465
		2 給 料	5,288
		2 一般職給	5,288
		一般職給	5,288
3	職員手当等	3 職員手当等	2,128
		4 地域手当	745
		5 通勤手当	90
		9 時間外及び休日勤務手当	74
		11 期末勤勉手当	1,219
		4 共 済 費	3,049
		3 職員共済組合負担金	2,184
		7 社会保険料	1,419
		11 協会けんぽ負担金	△554
2	給 料	1 人件費(中学校・学校管理費)【人事室】	7,799
		2 給 料	4,121
		2 一般職給	4,121
		一般職給	4,121
3	職員手当等	3 職員手当等	1,667
		4 地域手当	674
		5 通勤手当	65
		9 時間外及び休日勤務手当	43
		11 期末勤勉手当	885
		4 共 済 費	2,011
		3 職員共済組合負担金	1,236
		7 社会保険料	1,071
		11 協会けんぽ負担金	△296
2	給 料	1 人件費(幼稚園費)【人事室】	6,388
		2 給 料	4,000
		2 一般職給	4,000
		一般職給	4,000
3	職員手当等	3 職員手当等	1,976
		4 地域手当	480
		5 通勤手当	535

(款) 10 教育費

(項) 4 幼稚園費

(款) 10 教育費

(項) 4 幼稚園費

科 目			補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円	補正額の財源内訳 千円
款	項	目				
10	4	1 [幼稚園費]				
		5 社会教育費	1,037,598	710	1,038,308	一般財源 710
		1 社会教育総務費	466,887	710	467,597	一般財源 710
12		公 債 費	6,943,623	1,197,823	8,141,446	繰入金 1,197,823
		1 公 債 費	6,943,623	1,197,823	8,141,446	繰入金 1,197,823
		1 元 金	6,688,444	1,224,707	7,913,151	繰入金 1,224,707
		3 公債諸費	47,510	△26,884	20,626	繰入金 △26,884
13		諸 支 出 金	711,195	115,143	826,338	諸収入 39 一般財源 115,104
		1 諸 費	439,219	115,143	554,362	諸収入 39 一般財源 115,104
		2 諸 費	438,469	115,143	553,612	諸収入 39 一般財源 115,104

節		説 明	千円
区 分	金 額		
		9 時間外及び休日勤務手当	27
		11 期末勤勉手当	934
		4 共 済 費	412
		3 職員共済組合負担金	323
		7 社会保険料	89
2	給 料	1 人件費(社会教育総務費)【人事室】	710
		2 給 料	△395
3	職 員 手 当 等	2 一般職給	△395
		一般職給	△395
4	共 済 費	3 職員手当等	856
		4 地域手当	595
		9 時間外及び休日勤務手当	△944
		11 期末勤勉手当	1,205
		4 共 済 費	249
		3 職員共済組合負担金	352
		7 社会保険料	40
		11 協会けんぽ負担金	△143
22	償 還 金 利 子 及 び 割 引 料	50 公債費繰上償還事業【財政経営室】	1,224,707
		22 償還金利子及び割引料	1,224,707
		1 償 還 金	1,224,707
		地方公共団体金融機構	1,224,707
21	補 償 補 填 及 び 賠 償 金	50 公債費繰上償還補償等事業【財政経営室】	△26,884
		21 補償補填及び賠償金	△26,884
		1 補 償 金	△26,884
		繰上償還補償金	△26,884
18	負 担 金 補 助 及 び 交 付 金	57 国庫補助金返還事業【子育て支援室】	76,406
		22 償還金利子及び割引料	76,406
		1 償 還 金	76,406
		令和3年度子育て世帯等臨時特別支援事業	76,406
		費補助金返還金他	
22	償 還 金 利 子 及 び 割 引 料	58 府補助金返還事業【広域福祉課】	39
		22 償還金利子及び割引料	39
		1 償 還 金	39
		令和2年度介護施設等整備事業費補助金返	39
		還金	

(款) 13 諸支出金

(項) 1 諸費

(款) 13 諸支出金

(項) 1 諸費

科 目			補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円	補正額の財源内訳 千円
款	項	目				
13	1	2 [諸 費]				

節		説 明	千円
区 分	金 額 千円		
		59 国庫交付金返還事業【教育政策室】	11,462
		22 償還金利子及び割引料	11,462
		1 償 還 金	11,462
		令和3年度子ども・子育て支援交付金返還金	11,462
		60 国庫負担金返還事業【総合保健福祉センター分室】	13,236
		22 償還金利子及び割引料	13,236
		1 償 還 金	13,236
		令和3年度障害児入所給付費等国庫負担金返還金	13,236
		61 物価高騰対応市緊急支援事業（指定管理施設支援）【総務部総務室】	14,000
		18 負担金補助及び交付金	14,000
		3 交 付 金	14,000
		物価高騰対応支援金	14,000

(款) 13 諸支出金
(項) 1 諸費

給 与 費

明 細 書

1 特別職

区 分	職 員 数 (人)	給 与		
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	期 末 手 当 (千円) 年間支給率 (月分)
補正後	長 等	4		19,294 4.35
	議 員	23	170,286	74,072 4.35
	その他の 特別職	1,493	146,570	
	計	1,520	316,856	37,344 93,366
補正前	長 等	4		18,851 4.25
	議 員	23	170,286	72,369 4.25
	その他の 特別職	1,488	145,182	
	計	1,515	315,468	37,344 91,220
比 較	長 等			443
	議 員			1,703
	その他の 特別職		1,388	
	計		1,388	2,146

費			共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
地 域 手 当 (千円)	そ の 他 の 手 当 (千円)	計 (千円)			
4,482	127	61,247	10,298	71,545	
		244,358	54,511	298,869	
		146,570	13,646	160,216	
4,482	127	452,175	78,455	530,630	
4,482	127	60,804	10,271	71,075	
		242,655	54,511	297,166	
		145,182	13,646	158,828	
4,482	127	448,641	78,428	527,069	
		443	27	470	
		1,703		1,703	
		1,388		1,388	
		3,534	27	3,561	

2 一般職

(1) 総括

区分	職員数 (人)	給 与		
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)
補正後	(1,093) 1,036	975,337	3,980,599	3,720,927
補正前	(1,079) 1,041	971,752	3,962,114	3,668,172
比 較	(14) △ 5	3,585	18,485	52,755

職員手当 の内訳	区 分	扶 養 手 当 (千円)	管 理 職 手 当 (千円)
	補 正 後	100,995	324,554
	補 正 前	100,678	323,391
	比 較	317	1,163

区 分	住 居 手 当 (千円)	期 末 勤 勉 手 当 (千円)
補 正 後	65,928	1,736,433
補 正 前	67,083	1,690,676
比 較	△ 1,155	45,757

費 計 (千円)	共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
8,676,863	1,597,216	10,274,079	
8,602,038	1,587,967	10,190,005	
74,825	9,249	84,074	

地 域 手 当 (千円)	通 勤 手 当 (千円)	夜 間 勤 務 手 当 (千円)	時 間 外 及 び 休 日 勤 務 手 当 (千 円)
529,509	82,308	2,626	294,279
527,288	80,138	2,626	291,997
2,221	2,170		2,282

退 職 手 当 (千円)	単 身 赴 任 手 当 (千円)
583,647	648
583,647	648

注) 職員数欄の()内は、短時間勤務職員数(外書き)である。

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区分	増減額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)	
給料	18,485	1 制度改正に伴う増分	18,127
		2 その他の増減分	358
職員手当	52,755	1 制度改正に伴う増分	50,260
		2 その他の増減分	2,495

注) 職員数は常勤職員数であり、職員数欄の()内は、短時間勤務職員数(外書き)である。
注) 支給率欄の()内は、再任用職員の支給率である。

説明	備考
給与改定に係る増加分 18,127 千円	給与改定の状況 本年度 { 給料の改定率 若年層のみ0.3% 給与改定実施時期令和4年(2022年)4月
新陳代謝に係る減分 △4,641 千円 所属会計変更等に係る増加分 10,441 千円 育児休業等に係る減分 △5,442 千円	職員数の異動状況 { 現に在職する } (その他) (計) 職員数 補正後 1,036(148)人 ()人 1,036(148)人 補正前 1,041(145)人 ()人 1,041(145)人 比較 △5(3)人 ()人 △5(3)人
給与改定に係る増加分 50,260 千円	期末勤勉手当 給与改定に係る増分 45,757 千円 期末勤勉手当の支給率 支給期 6月 12月 合計 補正後 2.15(1.125) 2.25(1.175) 4.40(2.30) 補正前 2.15(1.125) 2.15(1.125) 4.30(2.25) 時間外及び休日勤務手当 2,282 千円 地域手当 2,221 千円
	扶養手当 317 千円 管理職手当 1,163 千円 通勤手当 2,170 千円 住居手当 △1,155 千円

繰越明許費説明書

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

(目) 5 財産管理費

(事業名) 旧教育センター改修事業

節	細 節	予 算 額	左 の う ち		繰 越 事 由
			その性質上繰り越さなければ ならないと予想されるもの		
			補 正 前	補 正 後	
		千円	千円	千円	
12 委 託 料	委 託 料	18,000		18,000	旧教育センター改修事業 において、事業の完了が翌 年度になることに伴い、必 要経費を翌年度において使 用するため。
	計	18,000		18,000	

(款) 7 商工費

(項) 1 商工費

(目) 2 商工業振興費

(事業名) 物価高騰対応市緊急支援事業 (箕面営業)

節	細 節	予 算 額	左 の う ち		繰 越 事 由
			その性質上繰り越さなければ ならないと予想されるもの		
			補 正 前	補 正 後	
		千円	千円	千円	
12	委 託 料	10,000		10,000	物価高騰対応市緊急支援 事業 (箕面営業) において、 事業の完了が翌年度になる ことに伴い、必要経費を翌 年度において使用するため。
18	負担金補助 及び交付金	90,000		90,000	
	計	100,000		100,000	

債務負担行為で翌年度以降にわたる
及び当該年度以降の支出予定額等に

事 項	補 正 区 分	限度額 千円	前年度末までの 支 出 額	
			期 間	金 額 千円
多文化交流センター管理運営事業	補正前			
	補 正	353,000		
	補正後	353,000		
多世代交流センター管理運営事業	補正前			
	補 正	544,000		
	補正後	544,000		
桜井・牧落駐輪場管理運営事業	補正前			
	補 正	93,535		
	補正後	93,535		

ものについての前年度末までの支出額
関する調書

当該年度以降 の支出予定額		左 の 財 源 内 訳			
		特 定 財 源			一般財源
期 間	金 額 千円	国府支出金 千円	地方債 千円	その他 千円	
	千円	千円	千円	千円	千円
令和4年度 (2022年度) から 令和9年度 (2027年度)	353,000				353,000
令和4年度 (2022年度) から 令和9年度 (2027年度)	353,000				353,000
令和4年度 (2022年度) から 令和14年度 (2032年度)	544,000	182,290		263,250	98,460
令和4年度 (2022年度) から 令和14年度 (2032年度)	544,000	182,290		263,250	98,460
令和4年度 (2022年度) から 令和9年度 (2027年度)	93,535				93,535
令和4年度 (2022年度) から 令和9年度 (2027年度)	93,535				93,535

事 項	補 正 区 分	限度額	前年度末までの 支 出 額	
			期 間	金 額
みのおサンプルザ1号館建替推進事業	補正前	千円		千円
	補 正	2,796,000		
	補正後	2,796,000		
文化・交流センター管理運営事業	補正前			
	補 正	34,834		
	補正後	34,834		
総合運動場管理運営事業	補正前			
	補 正	860,000		
	補正後	860,000		

当該年度以降 の支出予定額		左 の 財 源 内 訳			
		特 定 財 源			一般財源
期 間	金 額	国府支出金	地方債	その他	
	千円	千円	千円	千円	千円
令和4年度 (2022年度) から 令和7年度 (2025年度)	2,796,000				2,796,000
令和4年度 (2022年度) から 令和7年度 (2025年度)	2,796,000				2,796,000
令和4年度 (2022年度) から 令和5年度 (2023年度)	34,834				34,834
令和4年度 (2022年度) から 令和5年度 (2023年度)	34,834				34,834
令和4年度 (2022年度) から 令和14年度 (2032年度)	860,000				860,000
令和4年度 (2022年度) から 令和14年度 (2032年度)	860,000				860,000

地方債の前前年度末における現在高並びに前年度末及び
当該年度末における現在高の見込みに関する調書

(単位 千円)

区 分	補 正 区 分	前前年度末 現 在 高	前年度末 現 在 高	当該年度中増減見込		当該年度末 現在高見込額
				当該年度中 起債見込額	当該年度中 元金償還見込額	
1 普通債	補正前	35,074,630	39,816,064	(2,279,800) 2,130,300	5,182,433	39,043,731
	補正			230,000	1,224,707	230,000
	補正後	35,074,630	39,816,064	(2,279,800) 2,360,300	6,407,140	39,273,731
(8) 小 学 校	補正前	4,135,027	4,931,420	(580,500) 7,900	407,533	5,112,287
	補正			149,700		149,700
	補正後	4,135,027	4,931,420	(580,500) 157,600	407,533	5,261,987
(9) 中 学 校	補正前	4,026,492	4,468,875	(311,400) 5,300	284,731	4,500,844
	補正			80,300		80,300
	補正後	4,026,492	4,468,875	(311,400) 85,600	284,731	4,581,144
(12) そ の 他	補正前	19,645,064	22,830,193	(1,121,900) 1,546,800	4,053,496	21,445,397
	補正				1,224,707	△ 1,224,707
	補正後	19,645,064	22,830,193	(1,121,900) 1,546,800	5,278,203	20,220,690
合 計	補正前	52,021,948	57,035,862	(2,279,800) 3,630,300	6,740,762	56,205,200
	補正			230,000	1,224,707	△ 994,707
	補正後	52,021,948	57,035,862	(2,279,800) 3,860,300	7,965,469	55,210,493

注) 当該年度中起債見込額欄の () は前年度からの繰越分 (外書き) である。
当該年度末現在高見込額欄は繰越分を含む。

第96号議案

令和4年度箕面市特別会計国民健康保険事業費補正予算（第1号）

令和4年度箕面市の特別会計国民健康保険事業費の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,582千円を追加し、歳入歳出それぞれ14,117,588千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年11月30日提出

箕面市長 上 島 一 彦

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1 国民健康保険料		3,246,869	1,923	3,248,792
	1 国民健康保険料	3,246,869	1,923	3,248,792
5 繰入金		1,227,041	2,659	1,229,700
	1 他会計繰入金	1,227,041	2,659	1,229,700
歳入合計		14,113,006	4,582	14,117,588

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1 総務費		208,764	2,659	211,423
	1 総務管理費	176,565	2,659	179,224
2 保険給付費		9,235,919	818	9,236,737
	7 傷病手当費	1,500	818	2,318
3 国民健康保険 事業費納付金		4,485,241	1,105	4,486,346
	1 医療給付費分	3,292,198	784	3,292,982
	2 後期高齢者支援金等分	870,514	321	870,835
歳出合計		14,113,006	4,582	14,117,588

令和4年度
(2022年度)

箕面市特別会計国民健康保険事業費補正予算（第1号）説明書

歳入歳出予算事項別明細書

1 総括
歳入

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
1 国民健康保険料	3,246,869	1,923	3,248,792
2 使用料及び手数料	2,013	0	2,013
3 府支出金	9,612,684	0	9,612,684
4 財産収入	1	0	1
5 繰入金	1,227,041	2,659	1,229,700
6 諸収入	24,398	0	24,398
歳入合計	14,113,006	4,582	14,117,588

歳 出

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
1 総務費	208,764	2,659	211,423
2 保険給付費	9,235,919	818	9,236,737
3 国民健康保険 事業費納付金	4,485,241	1,105	4,486,346
4 共同事業拠出金	2	0	2
5 保健事業費	157,776	0	157,776
6 基金積立金	1	0	1
7 諸支出金	23,303	0	23,303
8 予備費	2,000	0	2,000
歳出合計	14,113,006	4,582	14,117,588

補正額の財源内訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国府支出金	地 方 債	そ の 他	
千円	千円	千円	千円
0	0	0	2,659
0	0	0	818
0	0	0	1,105
0	0	0	0
0	0	0	0
0	0	0	0
0	0	0	0
0	0	0	4,582

2 歳 入

(款) 1 国民健康保険料

(項) 1 国民健康保険料

科 目		補正前の額	補正額	計
款 項	目			
1	国民健康保険料	千円 3,246,869	千円 1,923	千円 3,248,792
	1 国民健康保険料	3,246,869	1,923	3,248,792
	1 一般被保険者 国民健康保険料	3,244,452	1,923	3,246,375
5	繰入金	1,227,041	2,659	1,229,700
	1 他会計繰入金	1,227,041	2,659	1,229,700
	1 一般会計繰入金	1,227,041	2,659	1,229,700

節		金額	説明
区分	金額		
		千円	千円
1	医療給付費分 現年課料分	1,923	1 医療給付費分現年課料分 補正後 2,176,003,000円－補正前 2,174,080,000円
4	職員給与費等 繰入金	2,659	1 職員給与費等繰入金 補正後 192,558,000円－補正前 189,899,000円

(款) 5 繰入金

(項) 1 他会計繰入金

3 歳 出

(款) 1 総務費

(項) 1 総務管理費

科 目			補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳
款	項	目				
1	総	務 費	千円 208,764	千円 2,659	千円 211,423	千円 一般財源 2,659
	1	総 務 管 理 費	176,565	2,659	179,224	一般財源 2,659
		1 一 般 管 理 費	173,991	2,659	176,650	一般財源 2,659
2	保 險 給 付 費		9,235,919	818	9,236,737	一般財源 818
	7	傷 病 手 当 費	1,500	818	2,318	一般財源 818
		1 傷 病 手 当 金	1,500	818	2,318	一般財源 818
3	国民健康保険事業費納付金		4,485,241	1,105	4,486,346	一般財源 1,105
	1	医 療 給 付 費 分	3,292,198	784	3,292,982	一般財源 784
		2 退職被保険者等 医療給付費分	0	784	784	一般財源 784
	2	後期高齢者支援金等 分	870,514	321	870,835	一般財源 321
		2 退職被保険者等 後期高齢者 支援金等分	0	321	321	一般財源 321

節		説 明
区 分	金 額	
	千円	千円
2	給 料	1,255
		1 一般事務経費（一般管理費）【国民健康保険室】 2 給 料 2 一般職給 一般職給 3 職員手当等 3 管理職手当 4 地域手当 5 通勤手当 11 期末勤勉手当
		2,659 1,255 1,255 1,255 720 219 67 398
3	職 員 手 当 等	1,404
18	負 担 金 補 助 及 び 交 付 金	818
		25 傷病手当金【国民健康保険室】 18 負担金補助及び交付金 1 負 担 金 傷病手当金
		818 818 818
18	負 担 金 補 助 及 び 交 付 金	784
		1 退職被保険者等医療給付費分事業費納付事業【国民健康保険室】 18 負担金補助及び交付金 5 拠 出 金 退職被保険者等医療給付費
		784 784 784
18	負 担 金 補 助 及 び 交 付 金	321
		1 退職被保険者等後期高齢者支援金等分事業費納付事業【国民健康保険室】 18 負担金補助及び交付金 5 拠 出 金 退職被保険者等後期高齢者支援金等
		321 321 321

(款) 3 国民健康保険事業費納付
(項) 2 後期高齢者支援金等分

給 与 費

明 細 書

1 一般職

(1) 総括

区 分	職員数 (人)	給 与		
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)
補正後	() 12	417	39,156	28,708
補正前	(2) 12	417	37,901	27,304
比 較	(△2)		1,255	1,404

費 計 (千円)	共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
68,281	13,501	81,782	
65,622	13,501	79,123	
2,659		2,659	

職員手当 の内訳	<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>扶 養 手 当 (千円)</th> <th>管 理 職 手 当 (千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>補 正 後</td> <td>318</td> <td>2,700</td> </tr> <tr> <td>補 正 前</td> <td>318</td> <td>1,980</td> </tr> <tr> <td>比 較</td> <td></td> <td>720</td> </tr> </tbody> </table>			区 分	扶 養 手 当 (千円)	管 理 職 手 当 (千円)	補 正 後	318	2,700	補 正 前	318	1,980	比 較		720
	区 分	扶 養 手 当 (千円)	管 理 職 手 当 (千円)												
	補 正 後	318	2,700												
	補 正 前	318	1,980												
	比 較		720												
	<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>時 間 外 及 び 休 日 勤 務 手 当 (千 円)</th> <th>住 居 手 当 (千 円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>補 正 後</td> <td>3,807</td> <td>108</td> </tr> <tr> <td>補 正 前</td> <td>3,807</td> <td>108</td> </tr> <tr> <td>比 較</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>			区 分	時 間 外 及 び 休 日 勤 務 手 当 (千 円)	住 居 手 当 (千 円)	補 正 後	3,807	108	補 正 前	3,807	108	比 較		
	区 分	時 間 外 及 び 休 日 勤 務 手 当 (千 円)	住 居 手 当 (千 円)												
	補 正 後	3,807	108												
	補 正 前	3,807	108												
	比 較														

<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>地 域 手 当 (千 円)</th> <th>通 勤 手 当 (千 円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5,043</td> <td>1,096</td> </tr> <tr> <td>4,824</td> <td>1,029</td> </tr> <tr> <td>219</td> <td>67</td> </tr> </tbody> </table>		地 域 手 当 (千 円)	通 勤 手 当 (千 円)	5,043	1,096	4,824	1,029	219	67
地 域 手 当 (千 円)	通 勤 手 当 (千 円)								
5,043	1,096								
4,824	1,029								
219	67								
<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>期 末 勤 勉 手 当 (千 円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>15,636</td> </tr> <tr> <td>15,238</td> </tr> <tr> <td>398</td> </tr> </tbody> </table>		期 末 勤 勉 手 当 (千 円)	15,636	15,238	398				
期 末 勤 勉 手 当 (千 円)									
15,636									
15,238									
398									

注) 職員数欄の()内は、短時間勤務職員数(外書き)である。

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区分	増減額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)	
給料	1,255	1 制度改正に伴う増加分	227
		2 その他の増加分	1,028
職員手当	1,404	1 制度改正に伴う増加分	421
		2 その他の増加分	983

注) 職員数は、常勤職員数であり、()内は、短時間勤務職員数(外書き)である。

注) 支給率欄の()内は、再任用職員の支給率である。

説明	備考
給与改定に係る増加分 227 千円	給与改定の状況 本年度 { 給料の改定率 1.1% 給与改定実施時期令和4年(2022年)4月
新陳代謝に係る増加分 1,028 千円	職員数の異動状況 現に在職する (その他) (計) 職員数 補正後 12()人 ()人 12()人 補正前 12()人 ()人 12()人 比較 ()人 ()人 ()人
給与改定に係る増加分 421 千円	期末勤勉手当 給与改定に係る減分 398 千円 期末勤勉手当の支給率 支給期 6月 12月 合計 補正後 2.15(1.125) 2.25(1.175) 4.40(2.30) 補正前 2.15(1.125) 2.15(1.125) 4.30(2.25) 地域手当 23 千円
	管理職手当 720 千円 地域手当 196 千円 通勤手当 67 千円

第 97 号議案

令和 4 年度箕面市特別会計介護保険事業費補正予算（第 2 号）

令和 4 年度箕面市の特別会計介護保険事業費の補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 30,464 千円を追加し、歳入歳出それぞれ 11,099,034 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 4 年 11 月 30 日提出

箕面市長 上 島 一 彦

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
3 国庫支出金		2,391,514	6,786	2,398,300
	2 国庫補助金	536,748	6,786	543,534
4 支払基金交付金		2,833,155	7,862	2,841,017
	1 支払基金交付金	2,833,155	7,862	2,841,017
5 府支出金		1,537,022	3,640	1,540,662
	2 府補助金	104,714	3,640	108,354
7 繰入金		2,049,832	12,176	2,062,008
	1 他会計繰入金	1,727,947	4,982	1,732,929
	2 基金繰入金	321,885	7,194	329,079
歳入合計		11,068,570	30,464	11,099,034

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 総務費		262,165	1,342	263,507
	1 総務管理費	193,797	1,342	195,139
3 地域支援事業費		687,293	29,122	716,415
	1 介護予防・生活支援サービス事業費	223,851	29,122	252,973
歳出合計		11,068,570	30,464	11,099,034

令和4年度
(2022年度)

箕面市特別会計介護保険事業費補正予算（第2号）説明書

歳入歳出予算事項別明細書

1 総括
歳入

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
1 保険料	2,231,846	0	2,231,846
2 使用料及び手数料	271	0	271
3 国庫支出金	2,391,514	6,786	2,398,300
4 支払基金交付金	2,833,155	7,862	2,841,017
5 府支出金	1,537,022	3,640	1,540,662
6 財産収入	1	0	1
7 繰入金	2,049,832	12,176	2,062,008
8 繰越金	1	0	1
9 諸収入	24,928	0	24,928
歳入合計	11,068,570	30,464	11,099,034

歳 出

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
1 総務費	262,165	1,342	263,507
2 保険給付費	10,114,080	0	10,114,080
3 地域支援事業費	687,293	29,122	716,415
4 基金積立金	1	0	1
5 諸支出金	3,031	0	3,031
6 予備費	2,000	0	2,000
歳出合計	11,068,570	30,464	11,099,034

補正額の財源内訳			
特定財源			一般財源
国府支出金	地方債	その他	
千円	千円	千円	千円
0	0	0	1,342
0	0	0	0
10,426	0	15,056	3,640
0	0	0	0
0	0	0	0
0	0	0	0
10,426	0	15,056	4,982

2 歳 入

(款) 3 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

科 目		補正前の額	補正額	計
款	項			
3	国庫支出金	千円 2,391,514	千円 6,786	千円 2,398,300
	2 国庫補助金	536,748	6,786	543,534
	1 調整交付金	346,274	961	347,235
	2 地域支援事業交付金	190,474	5,825	196,299
4	支払基金交付金	2,833,155	7,862	2,841,017
	1 支払基金交付金	2,833,155	7,862	2,841,017
	2 地域支援事業支援交付金	102,354	7,862	110,216
5	府支出金	1,537,022	3,640	1,540,662
	2 府補助金	104,714	3,640	108,354
	1 地域支援事業交付金	104,714	3,640	108,354
7	繰入金	2,049,832	12,176	2,062,008
	1 他会計繰入金	1,727,947	4,982	1,732,929
	1 一般会計繰入金	1,727,947	4,982	1,732,929
	2 基金繰入金	321,885	7,194	329,079
	1 介護保険給付費準備基金繰入金	321,885	7,194	329,079

節		説 明
区 分	金 額	
	千円	千円
1 現年度分	961	1 現年度分 補正後 347,235,000円－補正前 346,274,000円 961
1 介護予防・日常生活支援総合事業費交付金	5,825	1 現年度分 補正後 81,642,000円－補正前 75,817,000円 5,825
1 現年度分	7,862	1 現年度分 補正後 110,216,000円－補正前 102,354,000円 7,862
1 介護予防・日常生活支援総合事業費交付金	3,640	1 現年度分 補正後 51,026,000円－補正前 47,386,000円 3,640
2 地域支援事業繰入金	3,640	1 介護予防・日常生活支援総合事業費繰入金 補正後 51,026,000円－補正前 47,386,000円 3,640
3 職員給与費等繰入金	1,342	1 職員給与費等繰入金 補正後 250,700,000円－補正前 249,358,000円 1,342
1 介護保険給付費準備基金繰入金	7,194	1 介護保険給付費準備基金繰入金 補正後 329,079,000円－補正前 321,885,000円 7,194

(款) 7 繰入金
(項) 2 基金繰入金

3 歳 出

(款) 1 総務費

(項) 1 総務管理費

科 目		補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円	補 正 額 の 財 源 内 訳 千円	
款	項				目	
1	総	262,165	1,342	263,507	一般財源	1,342
	1	193,797	1,342	195,139	一般財源	1,342
		193,797	1,342	195,139	一般財源	1,342
3	地 域 支 援 事 業 費	687,293	29,122	716,415	国庫支出金	6,786
					支払基金交付金	7,862
					府支出金	3,640
					繰入金	7,194
					一般財源	3,640
	1	223,851	29,122	252,973	国庫支出金	6,786
					支払基金交付金	7,862
					府支出金	3,640
					繰入金	7,194
					一般財源	3,640
		223,851	29,122	252,973	国庫支出金	6,786
					支払基金交付金	7,862
					府支出金	3,640
					繰入金	7,194
					一般財源	3,640

節		金 額 千円	説 明
区 分			
3	職 員 手 当 等	815	3 一般事務経費（人件費）【介護・医療・年金室】 1,342
			3 職員手当等 815
			11 期末勤勉手当 815
4	共 済 費	527	4 共 済 費 527
			3 職員共済組合負担金 223
			7 社会保険料 304
12	委 託 料	153	60 介護予防・生活支援サービス事業【高齢福祉室】 26,192
			18 負担金補助及び交付金 26,192
			1 負 担 金 26,192
			通所型サービス費 26,192
18	負 担 金 補 助 及 び 交 付 金	28,969	61 介護予防支援事業【高齢福祉室】 2,930
			12 委 託 料 153
			1 委 託 料 153
			介護予防ケアマネジメント委託 153
			18 負担金補助及び交付金 2,777
			1 負 担 金 2,777
			介護予防ケアマネジメント費 2,777

(款) 3 地域支援事業費

(項) 1 介護予防・生活支援サー

給 与 費

明 細 書

1 一般職

(1) 総括

区 分	職員数 (人)	給 与		
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)
補正後	(16) 35	8,936	124,748	92,817
補正前	(16) 35	8,936	124,748	92,002
比 較				815

職員手当 の内訳	区 分	扶 養 手 当 (千円)	管 理 職 手 当 (千円)
	補 正 後	972	5,160
	補 正 前	972	5,160
	比 較		

職員手当 の内訳	区 分	住 居 手 当 (千円)	期 末 勤 勉 手 当 (千円)
	補 正 後	1,381	51,806
	補 正 前	1,381	50,991
	比 較		815

費 計 (千円)	共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
225,686	40,840	266,526	
815	527	1,342	

地 域 手 当 (千円)	通 勤 手 当 (千円)	時 間 外 及 び 休 日 勤 務 手 当 (千 円)
15,713	2,930	14,855
15,713	2,930	14,855

注) 職員数欄の()内は、短時間勤務職員数(外書き)である。

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増 減 額 (千円)	増 減 事 由 別 内 訳 (千円)	
職 員 手 当	815	1 制度改正に伴う増加分	815

注) 職員数欄の()内は、短時間勤務職員数(外書き)である。

注) 支給率欄の()内は、再任用職員の支給率である。

説 明	備 考			
期末勤勉手当に係る増加分	期末勤勉手当			
815 千円	給与改定に係る増加分 815 千円			
	期末勤勉手当の支給率			
	支給期	6 月	1 2 月	合計
	補正後	2.15(1.125)	2.25(1.175)	4.40(2.30)
	補正前	2.15(1.125)	2.15(1.125)	4.30(2.25)

第98号議案

令和4年度箕面市特別会計後期高齢者医療事業費補正予算（第1号）

令和4年度箕面市の特別会計後期高齢者医療事業費の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ85,034千円を追加し、歳入歳出それぞれ2,733,566千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年11月30日提出

箕面市長 上 島 一 彦

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
3 繰入金		358,542	285	358,827
	1 他会計繰入金	358,542	285	358,827
4 繰越金		1	84,749	84,750
	1 繰越金	1	84,749	84,750
歳入合計		2,648,532	85,034	2,733,566

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1 総務費		40,622	285	40,907
	1 総務管理費	19,911	285	20,196
2 後期高齢者医療 広域連合納付金		2,603,810	84,749	2,688,559
	1 後期高齢者医療 広域連合納付金	2,603,810	84,749	2,688,559
歳出合計		2,648,532	85,034	2,733,566

令和4年度
(2022年度)

箕面市特別会計後期高齢者医療事業費補正予算（第1号）説明書

歳入歳出予算事項別明細書

1 総括
歳入

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
1 後期高齢者医療保険料	2,280,120	0	2,280,120
2 使用料及び手数料	143	0	143
3 繰入金	358,542	285	358,827
4 繰越金	1	84,749	84,750
5 諸収入	9,726	0	9,726
歳入合計	2,648,532	85,034	2,733,566

歳 出

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
1 総務費	40,622	285	40,907
2 後期高齢者医療 広域連合納付金	2,603,810	84,749	2,688,559
3 諸支出金	3,600	0	3,600
4 予備費	500	0	500
歳出合計	2,648,532	85,034	2,733,566

補正額の財源内訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国府支出金	地 方 債	そ の 他	
千円	千円	千円	千円
0	0	0	285
0	0	0	84,749
0	0	0	0
0	0	0	0
0	0	0	85,034

2 歳 入
 (款) 3 繰入金
 (項) 1 他会計繰入金

科 目		補正前の額	補正額	計
款 項	目			
3	繰入金	千円 358,542	千円 285	千円 358,827
	1 他会計繰入金	358,542	285	358,827
	1 一般会計繰入金	358,542	285	358,827
4	繰越金	1	84,749	84,750
	1 繰越金	1	84,749	84,750
	1 前年度繰越金	1	84,749	84,750

節		説 明
区 分	金 額	
	千円	千円
2 職員給与費等繰入金	285	1 職員給与費等繰入金 補正後 35,138,000円－補正前 34,853,000円
1 前年度繰越金	84,749	1 前年度繰越金 補正後 84,750,000円－補正前 1,000円

(款) 4 繰越金
 (項) 1 繰越金

3 歳 出

(款) 1 総務費

(項) 1 総務管理費

科 目		補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳	
款	項				千円	千円
1	総 務 費	40,622	285	40,907	一般財源	285
	1 総 務 管 理 費	19,911	285	20,196	一般財源	285
	1 一 般 管 理 費	19,911	285	20,196	一般財源	285
2	後期高齢者医療広域連合 納 付 金	2,603,810	84,749	2,688,559	一般財源	84,749
	1 後期高齢者医療広域 連 合 納 付 金	2,603,810	84,749	2,688,559	一般財源	84,749
	1 後期高齢者医療 広域連合納付金	2,603,810	84,749	2,688,559	一般財源	84,749

節		説 明
区 分	金 額	
	千円	千円
2	給 料	144
3	職 員 手 当 等	88
4	共 済 費	53
		1 一般事務経費（一般管理費）【介護・医療・年金室】 285 2 給 料 144 2 一般職給 144 一般職給 144 3 職員手当等 88 2 扶養手当 △78 4 地域手当 7 10 住居手当 39 11 期末勤勉手当 120 4 共 済 費 53 3 職員共済組合負担金 53
18	負 担 金 補 助 及 び 交 付 金	84,749
		1 後期高齢者医療広域連合納付事業【介護・医療・年金室】 84,749 18 負担金補助及び交付金 84,749 4 納 付 金 84,749 保険料等納付金 84,749

(款) 2 後期高齢者医療広域連合
(項) 1 後期高齢者医療広域連合

給 与 費

明 細 書

1 一般職

(1) 総括

区 分	職員数 (人)	給 与		
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)
補正後	() 3		9,477	7,093
補正前	() 3		9,333	7,005
比 較	()		144	88

職員手当 の内訳	区 分	扶 養 手 当 (千円)	管 理 職 手 当 (千円)
	補 正 後	120	720
	補 正 前	198	720
	比 較	△ 78	

区 分	住 居 手 当 (千円)	期 末 勤 勉 手 当 (千円)
補 正 後	285	4,127
補 正 前	246	4,007
比 較	39	120

費 計 (千円)	共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
16,570	3,381	19,951	
16,338	3,328	19,666	
232	53	285	

地 域 手 当 (千円)	通 勤 手 当 (千円)	時 間 外 及 び 休 日 勤 務 手 当 (千円)
1,238	204	399
1,231	204	399
7		

注) 職員数欄の()内は、短時間勤務職員数(外書き)である。

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増 減 額 (千円)	増 減 事 由 別 内 訳 (千円)	
給 料	144	1	給与改定に伴う増加分 144
職 員 手 当	88	1	給与改定に伴う増加分 127
		2	その他の増減分 △ 39

注) 職員数は、常勤職員数であり、()内は、短時間勤務職員数(外書き)である。

注) 支給率欄の()内は、再任用職員の支給率である。

説 明	備 考
給与改定に係る増加分 144 千円	給与改定の状況 本年度 { 給料の改定率 1.5% 給与改定実施時期 令和4年(2022年)4月
給与改定に係る増加分 127 千円	期末勤勉手当 給与改定に係る増加分 120 千円 期末勤勉手当の支給率 支給期 6月 12月 合計 補正後 2.15(1.125) 2.25(1.175) 4.40(2.30) 補正前 2.15(1.125) 2.15(1.125) 4.30(2.25) 地域手当 7 千円
	扶養手当 △ 78 千円
	住居手当 39 千円

第99号議案

令和4年度箕面市病院事業会計補正予算（第2号）

第1条 令和4年度箕面市病院事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第2条 令和4年度箕面市病院事業会計予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収	入	
第1款 資本的収入	227,810千円	264,000千円	491,810千円
第1項 企業債	226,809千円	264,000千円	490,809千円
	支	出	
第1款 資本的支出	458,307千円	264,000千円	722,307千円
第1項 建設改良費	299,366千円	264,000千円	563,366千円

令和4年11月30日提出

箕面市長 上 島 一 彦

予算に関する説明書

令和4年度 箕面市病院事業会計補正予算実施計画(第2号)

資本的收入及び支出

収 入

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備考	
1	資本的收入		千円 227,810	千円 264,000	千円 491,810		
		1	企業債	226,809	264,000	490,809	
		1	企業債	226,809	264,000	490,809	

支 出

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備考	
1	資本の支出		千円 458,307	千円 264,000	千円 722,307		
		1	建設改良費	299,366	264,000	563,366	
		2	固定資産購入費	293,866	264,000	557,866	

令和4年度 箕面市病院事業予定キャッシュ・フロー計算書

(単位：千円)

区 分	既決予定額	補正予定額	計
1. 業務活動によるキャッシュ・フロー			
業務活動によるキャッシュ・フロー ①	△ 154,173		△ 154,173
2. 投資活動によるキャッシュ・フロー			
有形固定資産の取得による支出	△ 299,366	△ 264,000	△ 563,366
投資活動によるキャッシュ・フロー ②	△ 294,365	△ 264,000	△ 558,365
3. 財務活動によるキャッシュ・フロー			
建設改良費等の財源に充てるための企業債による収入	226,809	264,000	490,809
財務活動によるキャッシュ・フロー ③	72,368	264,000	336,368
4. 資金の増加額 ④=①+②+③	△ 376,170		△ 376,170
5. 資金期首残高	593,802	712,763	1,306,565
6. 資金期末残高	217,632	712,763	930,395

予算参考資料

実施計画内訳書
資本的收入及び支出

収 入

款・項・目・節	既決予定額 (千円)	補正予定額 (千円)	計 (千円)	説 明 (千円)
1 資本的收入	227,810	264,000	491,810	
1 企業債	226,809	264,000	490,809	
1 企業債	226,809	264,000	490,809	
企業債	226,809	264,000	490,809	医療機器整備事業債 490,809 264,000 増

支 出

款・項・目・節	既決予定額 (千円)	補正予定額 (千円)	計 (千円)	説 明 (千円)
1 資本的支出	458,307	264,000	722,307	
1 建設改良費	299,366	264,000	563,366	
2 固定資産購入費	293,866	264,000	557,866	
器械備品費	267,982	264,000	531,982	高額医療機器 396,846 264,000 増

第100号議案

令和4年度箕面市水道事業会計補正予算（第2号）

第1条 令和4年度箕面市水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第2条 令和4年度箕面市水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	支	出	
第1款 水道事業費用	2,855,915 千円	29,531 千円	2,885,446 千円
第1項 営業費用	2,761,543 千円	29,531 千円	2,791,074 千円

令和4年11月30日提出

箕面市長 上 島 一 彦

予算に関する説明書

令和4年度箕面市水道事業会計補正予算(第2号)実施計画

収益的収入及び支出

支 出

(単位 千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1 水道事業 費用			2,855,915	29,531	2,885,446	
	1 営業費用		2,761,543	29,531	2,791,074	
		1 原水及び浄水 費	1,116,200	4,056	1,120,256	原水・浄水設備の維持に要 する費用
		2 配水及び給水 費	518,763	25,475	544,238	配水・給水設備の維持に要 する費用

令和4年度箕面市水道事業予定キャッシュ・フロー計算書

(単位 千円)

区 分	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
1 業務活動によるキャッシュ・フロー			
当年度純利益	228,658	△ 26,847	201,811
業務活動によるキャッシュ・フロー①	865,779	△ 26,847	838,932
2 投資活動によるキャッシュ・フロー			
投資活動によるキャッシュ・フロー②	△ 971,891		△ 971,891
3 財務活動によるキャッシュ・フロー			
財務活動によるキャッシュ・フロー③	△ 29,818		△ 29,818
4 資金の増加額④=①+②+③	△ 135,930	△ 26,847	△ 162,777
5 資金期首残高	2,323,828		2,323,828
6 資金期末残高	2,187,898	△ 26,847	2,161,051

予算参考資料

実施計画内訳書

収益的收入及び支出

支 出

款・項・目・節	既決予定額 (千円)	補正予定額 (千円)	計 (千円)	説 明 (千円)
1 水道事業費用	2,855,915	29,531	2,885,446	
1 営業費用	2,761,543	29,531	2,791,074	
1 原水及び浄水 費	1,116,200	4,056	1,120,256	
動力費	32,325	4,056	36,381	施設電力料 36,381 4,056 増
2 配水及び給水 費	518,763	25,475	544,238	
動力費	92,878	25,475	118,353	施設電力料 118,353 25,475 増

第101号議案

令和4年度箕面市公共下水道事業会計補正予算（第2号）

第1条 令和4年度箕面市公共下水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第2条 令和4年度箕面市公共下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	支	出	
第1款 下水道事業費用	2,547,325 千円	75,889 千円	2,623,214 千円
第1項 営業費用	2,427,969 千円	75,889 千円	2,503,858 千円

第3条 予算第4条に定めた資本的収入の予定額を次のとおり補正し、本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 563,530 千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 554,440 千円」に、「当年度分損益勘定留保資金 161,005 千円」を「当年度分損益勘定留保資金 152,741 千円」に、「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 22,525 千円」を「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 21,699 千円」に改める。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収	入	
第1款 資本的収入	326,847 千円	9,090 千円	335,937 千円
第3項 負担金	116,847 千円	9,090 千円	125,937 千円

令和4年11月30日提出

箕面市長 上 島 一 彦

予算に関する説明書

令和4年度箕面市公共下水道事業会計補正予算(第2号)実施計画

収益的収入及び支出

支 出 (単位 千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1 下水道事業費用			2,547,325	75,889	2,623,214	
	1 営業費用		2,427,969	75,889	2,503,858	
		3 流域下水道維持管理負担金	576,807	72,586	649,393	流域下水道終末処理場の維持管理に要する費用
		4 ポンプ場費	71,070	1,886	72,956	ポンプ場設備の維持管理に要する費用
		8 汚水総係費	58,248	1,417	59,665	汚水事業全般に関連する費用

資本的収入及び支出

収 入 (単位 千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1 資本的収入			326,847	9,090	335,937	
	3 負担金		116,847	9,090	125,937	
		2 受益者負担金	751	9,090	9,841	汚水建設改良事業に充てる受益者負担金

令和4年度箕面市公共下水道事業予定キャッシュ・フロー計算書

(単位 千円)

区 分	既決予定額	補正予定額	計
1 業務活動によるキャッシュ・フロー			
当年度純利益	102,327	△ 75,063	27,264
業務活動によるキャッシュ・フロー①	725,403	△ 75,063	650,340
2 投資活動によるキャッシュ・フロー			
国庫補助金等による収入	178,992	8,264	187,256
投資活動によるキャッシュ・フロー②	△ 340,997	8,264	△ 332,733
3 財務活動によるキャッシュ・フロー			
財務活動によるキャッシュ・フロー③	△ 230,897		△ 230,897
4 資金の増加額④=①+②+③	153,509	△ 66,799	86,710
5 資金期首残高	4,958,873		4,958,873
6 資金期末残高	5,112,382	△ 66,799	5,045,583

予算参考資料

実施計画内訳書

収益的収入及び支出

支 出

款・項・目・節	既決予定額 (千円)	補正予定額 (千円)	計 (千円)	説 明 (千円)
1 下水道事業費用	2,547,325	75,889	2,623,214	
1 営業費用	2,427,969	75,889	2,503,858	
3 流域下水道維持管理負担金	576,807	72,586	649,393	
猪名川流域下水道維持管理負担金	396,551	72,586	469,137	猪名川流域下水道維持管 469,137 72,586 増 理負担金
4 ポンプ場費	71,070	1,886	72,956	
動力費	11,985	1,886	13,871	施設電力料 13,871 1,886 増
8 汚水総係費	58,248	1,417	59,665	
報償費	156	1,417	1,573	下水道事業受益者負担金 1,573 1,417 増 納期前納付報奨金

資本的収入及び支出

収入

款・項・目・節	既決予定額 (千円)	補正予定額 (千円)	計 (千円)	説 明 (千円)
1 資本的収入	326,847	9,090	335,937	
3 負担金	116,847	9,090	125,937	
2 受益者負担金	751	9,090	9,841	
受益者負担金	751	9,090	9,841	下水道事業受益者負担金 9,841 9,090 増